

東大阪市子ども・子育て会議（第4回）

会 議 次 第

平成26年1月17日(金)
午前9時30分から12時00分
総合庁舎18階 研修室

1. 開会

2. 議事

- (1) 幼保連携検討部会の進捗について（報告）【資料1】
- (2) 認定こども園・小規模保育の設置基準について【資料2】
- (3) 家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の基準について【資料3】
- (4) 放課後児童クラブの設置基準について【資料4】
- (5) 子ども・子育て支援事業計画のたたき台（案）について【資料5】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	寺田 泰政
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	藤井 教一
15	東大阪市PTA協議会会長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第4回）

配布資料一覧

- 資料1 子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ
- 資料2-1 幼保連携型認定こども園の設置基準について
- 資料2-2 小規模保育施設について
- 資料3 地域型保育事業について
(家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)
- 資料4-1 放課後児童クラブの基準について(概要)
- 資料4-2 放課後児童クラブの設置基準について
- 資料5 東大阪市子ども・子育て支援事業計画策定のたたき台(案)について

子ども・子育て事業計画への 上申案策定イメージ

◎第2回の幼保連携検討部会の資料に委員からの主なご意見を付記したもの

平成26年1月17日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

1. 上申案の構成

上申案は、子ども・子育て支援事業計画
の施策展開に記載予定

(イメージ)

事業計画

第1章 趣旨

第2章 基本的な考え方

第3章 施策展開

第4章 事業の具体的な取り組み

第5章 計画の推進にむけて

幼保連携を中心とした
公の取り組み

現状(社会、園)

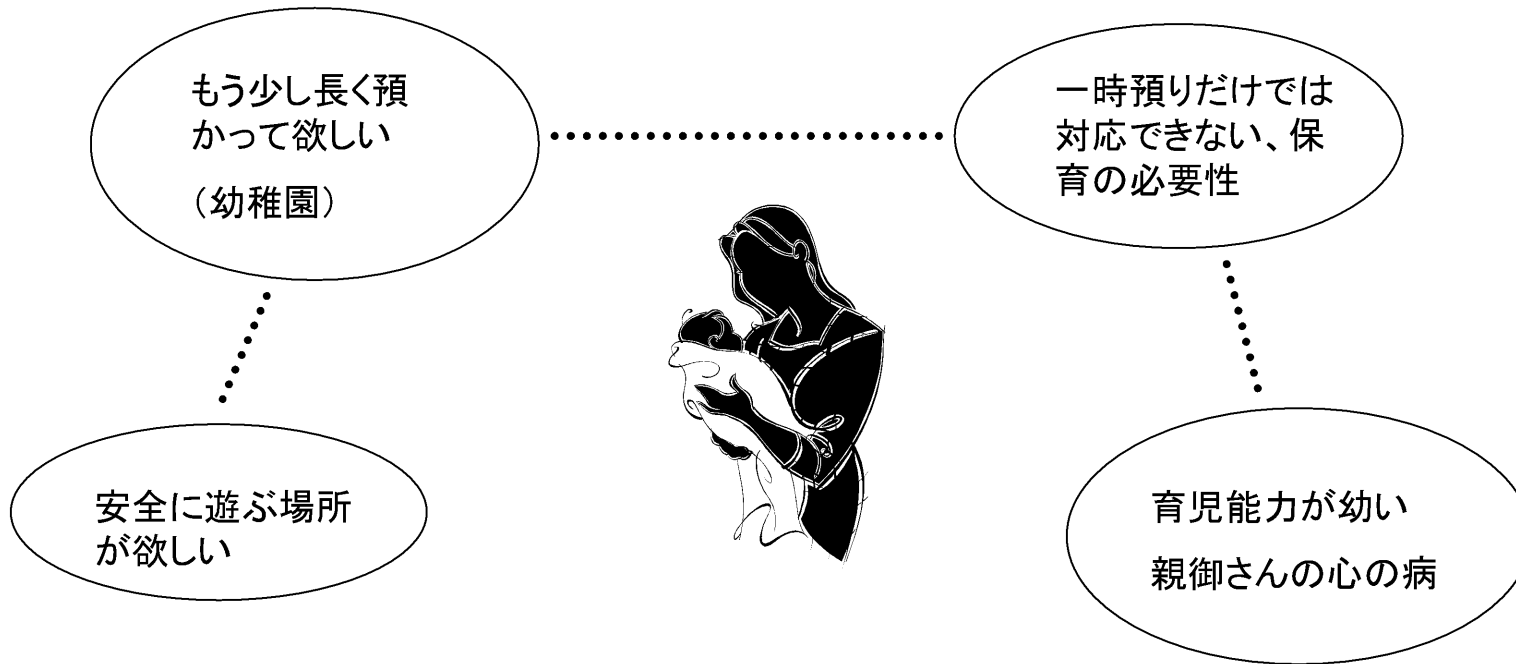
公の果たす役割

公立の将来像

具体的な行動案

2. 現状(社会、園)

※前回の会議で頂いた意見の整理



2. 現状(社会、園)②

※前回の会議で頂いた意見の整理

幼・小・中・高の連携

長時間預かりの実施
(幼稚園・実費が高い)

在宅の人が立ち
寄れる場所

家庭訪問の強化

スマイルサポーター
よい子ネット

療育センターの研修

職員の研修が必要



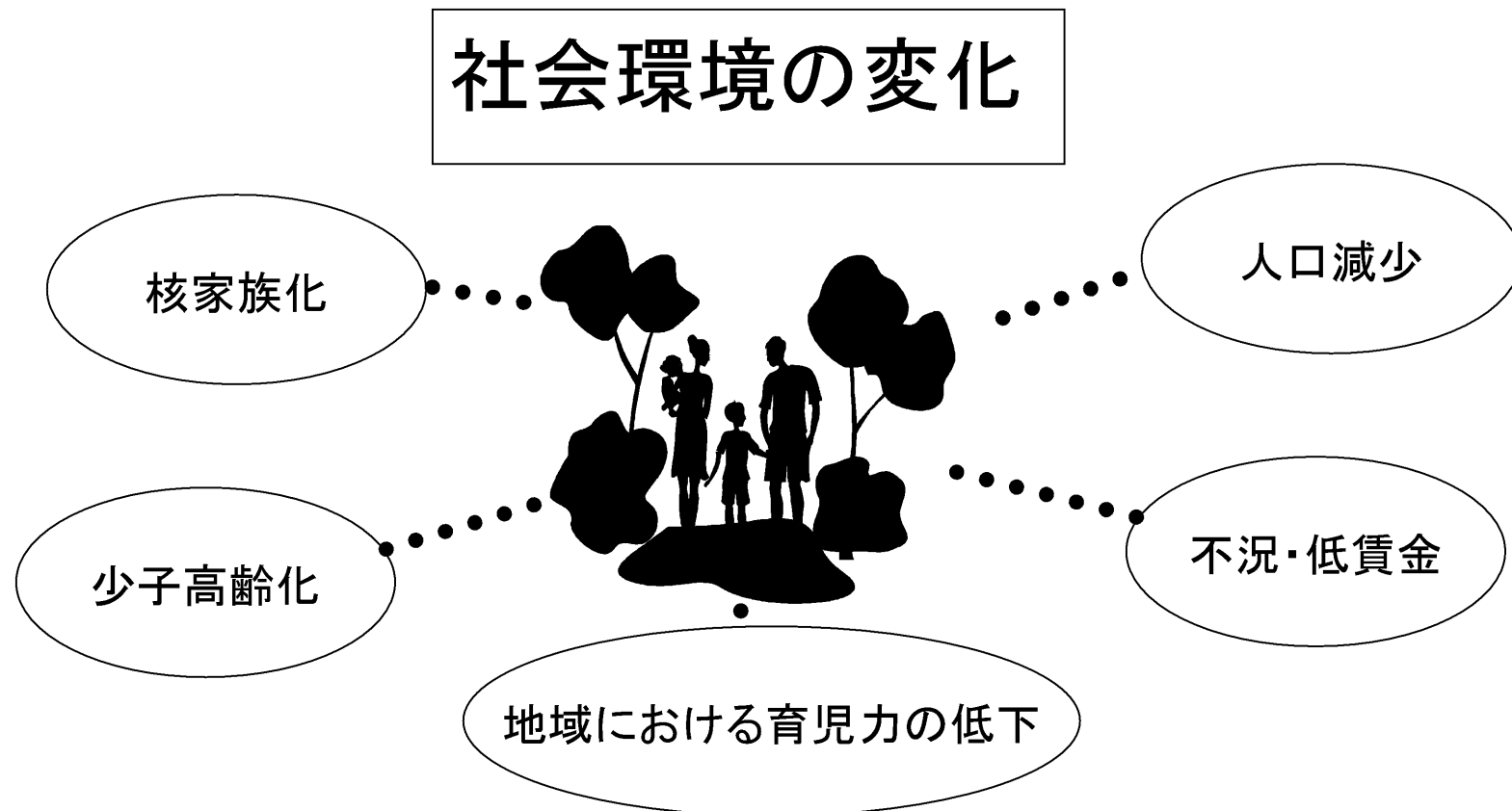
公立幼稚園・保育所



私立幼稚園・保育園

2. 現状(社会、園)③

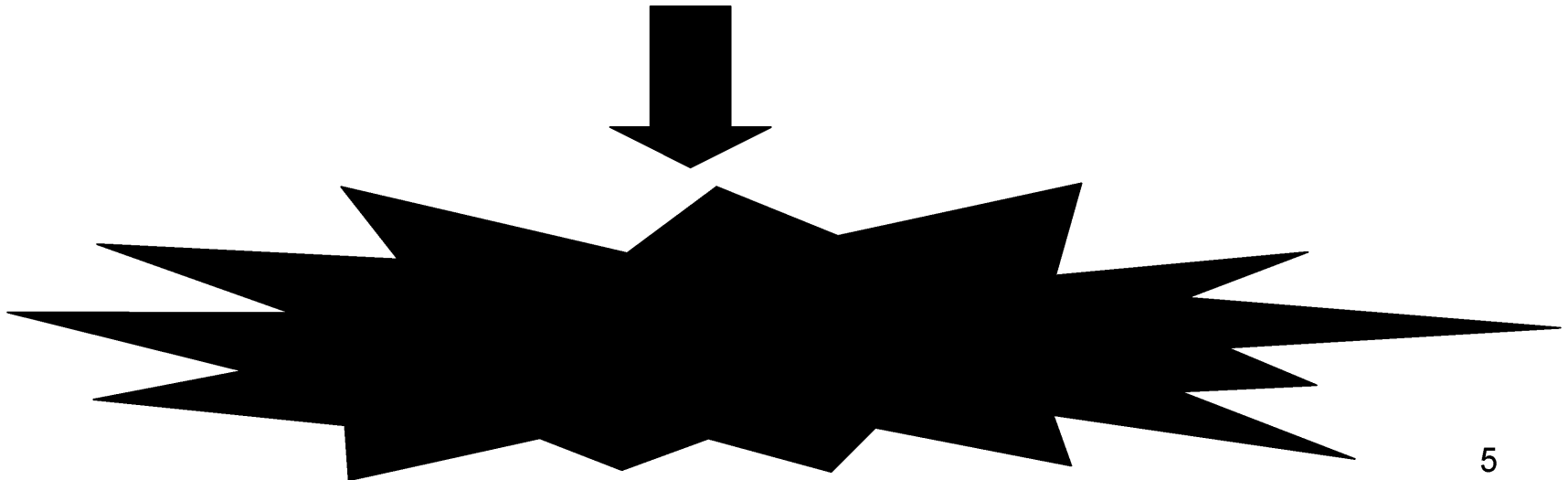
- 高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・



2. 現状(社会、園)④

◎現状のまとめ

- ・公立の保育所・幼稚園ともに、社会環境やニーズの変化に対応するべく様々な取り組みを実践
- ・私立においても同じく取り組みを進める



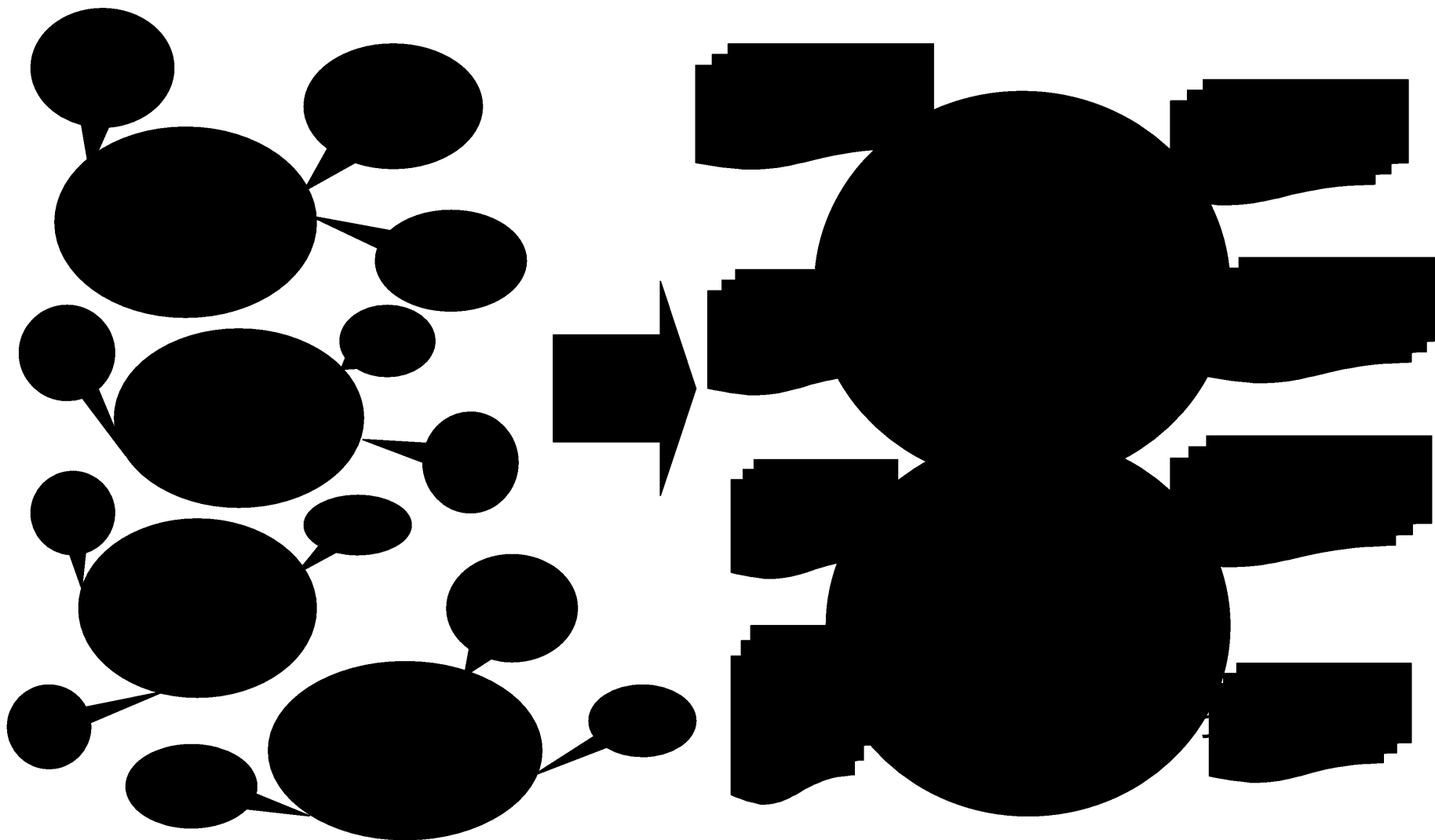
3. 公の果たす役割の整理

⇒それぞれの立場から、現状に対応するための取り組みを進めているが、全体を把握した上で、どのように考えるかを整理しなければならない

○役割の整理方針案

- ①地域の子ども・子育て支援強化
- ②民間園に対する連携の工夫
- ③強みに応じた役割再編
- ④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

4. 公立と民間の機能再編のイメージ(一例)



<主なご意見>

- ・公立と民間でそれぞれ4つの役割を分けているように見えてしまう
- ・少子化をどのように防ぐのか、それぞれの役割として何が必要なのかも議論が必要
- ・幼稚園に通っている家庭では兄弟がいる場合が多いので、少子化を考える上でのヒントになるのではないか

5. 公立の将来像



公の果たす役割を達成するために、
公立がどのようにアプローチするのか？

① 地域の子ども・子育て支援強化

- 子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施
- 地域における子育て支援の中核的な役割
- 社会資源の有効な活用

② 民間園に対する連携の工夫

- 公立のこれまでの取り組みを活かし、民間保育所・民間幼稚園と地域の小・中学校との交流を図る
- 公が役割のコーディネートをすることで、市民が必要とするサービスを効果的に提供できるよう、公立と民間で連携を図る

5. 公立の将来像②

③強みに応じた役割再編

- ・共通して抱える課題に対して、それぞれの強みを認識し役割を整理することにより、解決を目指す

④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

- ・要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割
- ・養育上の問題を抱える家庭への支援

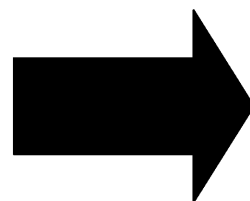
＜主なご意見＞

- ・経済的に困難な方や、障害等で特別な支援が必要なお子さんで、地域の小学校へ通わせたいと希望をもつ家庭は、地域の公立幼稚園に通いたいという希望をもつ。このような支援が必要な場合は、幼小中連携ということで地域での支援が必要。
- ・要保護・要支援の児童について、親子で向きあっていてしんどいのであれば保育所(園)や幼稚園で少し預かって、生活を立て直していくということも大事

6. 具体的な行動案

公立の将来像より

- ①地域の子ども・子育て支援強化
 - ・子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施
 - ・地域における子育て支援の中核的な役割
 - ・社会資源の有効な活用
- ③強みに応じた役割再編
 - ・共通して抱える課題に対して、それぞれの強みを認識し役割を整理することにより、解決を目指す

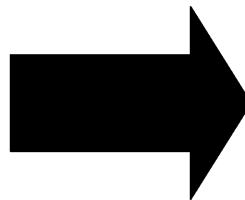


具体的な行動(案)

- ・7箇所の拠点施設として子育て支援センターを整備
 - ・幼保連携型認定こども園を通じての機能再編
- ⇒空き施設を地域の子育て支援に活用

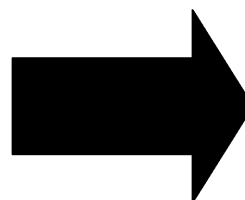
6. 具体的な行動案②

①地域の子ども・子育て支援強化
・子育て支援のバックアップ(公的支援)を積極的に実施



家庭訪問(出前相談サービス)
※職員への事前研修を前提

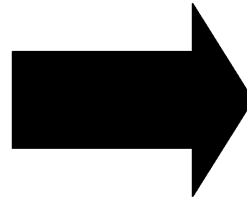
②民間園に対する支援・連携の工夫



・民間園との交流
・出前での保育相談など

6. 具体的な行動案③

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート



公立での機能集中を行い、ソーシャルワーカー等を通しての親の支援

<主なご意見>

- ・在宅で子育てをするのにそれほどお金は必要ないが、それよりもどのように子育てをしたらよいかわからない不安がある。このような方々向けに公立幼稚園の空きスペースを活用してはどうか。
- ・子育て家庭の近くに公的な施設があって、支援していくのがよい
- ・認定こども園は、まずは既存の施設の中から可能なところから実施すれば、実現できるのではないかと
・一時預かりは9時から17時までなのでもう少し延長がないとフルタイムの仕事には対応できない

◎今回特にご議論頂きたい点

- ・公の果たす役割の整理(P. 6)について
⇒役割の整理方針案は現状を踏まえ足りるものとなっているか
- ・公立の将来像(P.8~9)について
⇒内容については役割を果たすうえで十分となっているか
⇒別の観点からのアプローチは必要ないか
- ・具体的な行動案(P.10~12)について取り入れるべき事項はないか

幼保連携型認定こども 園の設置基準について

平成26年1月17日

子ども・子育て新制度推進委員会事務局



新たな認定こども園の基準について

■ 現行の幼保連携型認定こども園を基礎として策定

- 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項: 高い水準を引き継ぐ
- 幼稚園・保育所いずれかのみに適用がある事項は学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ
- 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考にしつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

(基準の分類)

「従うべき基準」= 国の基準

- 学級の編制、職員、面積、設備など

「参酌すべき基準」= 「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定

- 食事提供、調理など



今後、本市の実情に合わせて子ども・子育て会議で検討をすすめる

保育所・幼稚園・認定こども園それぞれ施設の基準はどうなっているか？ 施設関係(国の従うべき基準)

変更無し

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
保育室等の面積	<p>【居室の種類によって異なる】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/1人</p> <p>乳児室又はほふく室 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人</p> <p>※市の設置要綱で 乳児室又はほふく室と 保育室又は遊戯室の総合 計が5㎡/1人</p>	<p>【学級数による】</p> <p>1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上 ⇒1学級につき100㎡追加</p>	<p>【現行の認定こども園の基準を準用】 ☆園舎の面積:<u>幼稚園基準</u>を満たす ※満3歳未満の子どもの保育に 必要な居室部分は除く</p> <p>☆各居室:<u>保育所基準</u> (乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室)</p>	<p>○保育所から移行 【現行の移行特例と同様】 ○満3歳以上の保育室又は遊戯室 保育所基準以上の場合 ⇒園舎面積は満たす必要なし</p> <p>○幼稚園からの移行 【現行の移行特例と同様】 ○園舎面積(3歳児未満の保育にかかると施設除く)が幼稚園基準以上 ⇒保育室又は遊戯室は保育所基準を適用しなくても可</p>

国の従うべき基準

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
保育室等の設置階	<p>【3階以上の設置可】</p> <p>○保育室等を2階以上におく場合 …階段・待避設備等は <u>建築基準 関係法令 上乗せの耐火・防火基準を満たすことが原則</u></p>	<p>【原則1階】</p> <p>《例外》 耐火基準と待避設備等を備えている場合 …2階設置でも可</p>	<p>【原則1階】 保育室等 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 ⇒原則1階に設置</p> <p>★判断基準 待避階ごと地上に容易に出られる階とする</p> <p>《例外》 耐火基準と保育所が求められる待避設備等を備えている場合…2階設置でも可 (満3歳未満で上記を満たせば3階でも可)</p>	<p>○保育所から移行 2階設置…現行と同様 (準耐火基準と待避設備が必要) 3階設置…条件満たせば年齢関わらず設置可能</p> <p>①耐火建築物+待避設備 ②子どもが室内と園庭と行き来しやすい環境づくりに配慮し、環境を通じた教育・保育手の提供ができると認められる</p> <p>(例)屋上庭園が活動の中心となっているケース</p> <p>○幼稚園から移行 ⇒保育室の2階設置は幼稚園基準を満たしていれば可 (※耐火建築物 かつ 建築基準法等で求められる設備)</p>
	<p><u>新規の基準と同様の取り扱いとする</u></p>		<p>★満3歳以上について 原則:3階設置不可 例外:下記を満たす場合可能</p> <p>①園庭面積として屋上の面積参入が認められる要件を満たす ②屋上が保育室と同じ階、又は保育室がある階の上下1階の範囲に位置する</p>	

国の従うべき基準

変更無し

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
建物の一体的設置	【規定無し】	【規定無し】	【同一の敷地内か隣接する敷地内に設けること】 隣接＝公道をはさむ程度	【下記条件を満たせば同一敷地内でなくとも可】 ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されている ③それぞれの園舎で通常教育・保育を提供する子どもの数や学級数に応じて必要な施設・設備を有していること ※調理室はそれぞれの園舎に設置することまで求めない。

※ただし、既存施設から移行する場合で保育室等の設置について園舎の新築を行う際は新規基準に適合する必要がある。

国の従うべき基準

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
運動場等の設置	<p>【原則:屋外遊戯場設置】 (付近の公園等の適当な場所への代替可)</p> <p>※土地の確保が困難な場合、利用時・移動時の安全確保があれば保育所と隣接する必要は無い</p> <p>※屋上を屋外遊戯場とすることも可能(ただし一定条件あり)</p>	<p>【運動場必置】</p> <p>○園舎と同一敷地内又は隣接することが原則</p> <p>○屋上を運動場とすることは不可</p>	<p>【園庭必置】</p> <p>○園舎と同一敷地内か隣接</p> <p>☆教育的観点から代替地の面積参入は不可</p>	<p>○保育所から移行 下記の条件を満たせば幼稚園基準を満たす必要無</p> <p>満3歳以上の園庭の面積が保育所基準(1人3.3㎡)以上</p> <p>○幼稚園からの移行 下記の条件を満たせば保育所基準を満たす必要無</p>
運動場の面積	<p>【一人当たりの面積規定】</p> <p>満2歳以上 3.3㎡/1人</p>	<p>【学級数によって異なる】</p> <p>1学級 330㎡ 2学級 360㎡ 3学級 400㎡ 4学級以上 1学級につき80㎡追加</p>	<p>【面積は下記の合計面積以上】</p> <p>①満3歳以上 幼稚園基準・保育所基準 いずれか大きい方の面積</p> <p>②満2歳 保育所基準</p> <p>☆教育的観点から代替地の面積参入は不可</p>	<p>・幼稚園基準 + ・満2歳以上3歳未満の幼児は保育所基準</p> <p>※代替地の取り扱いについては引き続き検討中</p>

国の従うべき基準

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
運動場の代替地・屋上の取り扱い			<p>☆代替地 面積算入は不可 ※実際の利用を妨げるものではない</p> <p>☆屋上の取り扱い 原則:面積参入不可 例外:下記を満たす場合は可能</p> <p>①耐火建築物 ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意 ⑤子どもが自らの意思で屋上と室内を行き来できる ⑥屋上が保育室と同じ階、又は上下1階に位置する</p>	<p>☆代替地の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地で確保 例外:下記の条件を満たす場合 満2歳の子どもにかかる必要面積に限り、代替地の面積算入を認める</p> <p>①子どもの安全な移動手段を確保 ②子どもが安全に利用できる場所である ③利用時間を日常的に確保できる場所である ④教育及び保育の適切な提供が可能である</p> <p>☆屋上の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地等で確保 例外:満2歳の子どもに係る必要面積に限り、屋上の面積算入を認める</p> <p>①耐火建築物である ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意</p>

学級編制・園長資格・職員配置基準

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
学級編制	【規定無し】	【学級編制が原則】 ○学年の初日前日に 同年齢での編制が原則	【満3歳以上:学級編制必要】 ○満3歳以上 保育認定の有無に関わらず学級編制が必要 (例外) 異年齢時クラス・学年途中で満3歳に達した場合は弾力的取り扱い可能	【移行特例無し】 新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様
園長資格	【規定無し】 ☆運営費の支給基準上の規定有り 「児童福祉事業に2年以上従事した者」 又は 「同等以上の能力を有すると認められる者」	【原則】 ○教諭免許状及び5年の教育職経験 又は ○10年の教育職経験 * 特例有り	【原則:下記両方を満たすこと】 ①教諭免許状及び保育士資格を保有 ②5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験を有する ※副園長・教頭についても準用 また、 同等の資質を有する者についても認める ○運用上の指針(園長研修の受講など)を今後提示 ○取り扱いについては施行後5年を目途に見直しを検討する	【移行特例無し】 新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様

国の従うべき基準

変更無し

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
職員配置基準	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳時 30:1 <u>※ただし、人数に関わらず 2人以上の配置必須</u>	1学級 35人以下 ☆ただし、各学級に専任教諭1人以上必置	○満3歳以上 ・教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定 ・各学級に専任保育教諭1人必置 ・1学級 35人以下 ※具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。	【移行特例無し】 新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様

食事(参酌すべき基準)

変更無し

	保育所 (東大阪市)	幼稚園 (国)	認定こども園 (国:新規)	認定こども園 (国:既存施設からの移行)
食事提供(参酌基準)	<p>【原則:自園調理】</p> <p>○満3歳以上で下記を満たす場合外部搬入可能</p> <ul style="list-style-type: none"> * 栄養士による配慮 * 発達段階・健康状態・アレルギーへの対応 	<p>【規定無し】</p>	<p>【原則:自園調理】</p> <p>○満3歳以上</p> <p>保育所基準を満たせば外部搬入可能</p> <p>○満3歳未満</p> <p>公立でも外部搬入不可</p> <p>☆弁当持参</p> <p>⇒保護者の要望・園の行事等あれば弾力的運用可能</p>	<p>【移行特例無し】</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様</p> <p>【移行特例無し】</p> <p>新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>
調理室設置(参酌基準)	<p>【調理室必置】</p> <p>○満3歳以上で外部搬入を行う場合</p> <p>⇒下記で対応可能</p> <ul style="list-style-type: none"> * 更に施設内で行うことが必要な加熱、保存、配膳等の調理機能を備えた調理設備 	<p>【努力義務】</p> <p>○給食施設を備えるよう努める</p>	<p>【原則:設置】</p> <p>(例外)</p> <p>20人未満の施設の場合</p> <p>⇒自園調理でも「調理設備」で対応可能</p> <p>外部搬入する場合</p> <p>⇒「調理設備」で対応可能</p>	<p>新たな幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>

今回特にご議論頂きたい点

(9ページ)

●3歳児の職員配置について基準をどのように設定するか

(現状)

幼稚園 35:1(35人学級) ⇔ 保育所(園) 20:1

◎どちらに合わせるか、または別の基準を設定するか

(3ページ)

●乳児室・ほふく室の面積基準についてどのように設定していくか

(現状)

国基準 1人につき3.3㎡以上必要

東大阪市 1人につき5㎡以上必要

(10ページ)

●食事の提供について、1号認定の子どもへの提供は園の判断となるが市で一定基準が必要ではないか

(課題)

今後、1号認定の子ども・2号認定の子どもも含めて学級編制を行うこととなるため兼ね合いをどう考えていくか。



今回特にご議論頂きたい点

(10ページ)

●食事の外部搬入を実施するかどうか

(現状)

保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(課題)

- ・外部搬入自体を実施するかどうか
- ・実施する際の搬入時の衛生面について基準の設定が必要である

小規模保育施設について

平成26年1月17日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局



(1) 小規模保育とは

(2) 施設の認可基準は

① 概要

② 職員数・資格

③ 設備・面積・耐火基準

④ 給食

(3) 各施設との連携

① 保育内容の支援

② 卒園後の受入

③ 連携のイメージ



(1) 小規模保育施設とは

- 子ども・子育て支援新制度における「地域型保育給付」の中の一つで市町村による認可事業
 - 多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供
⇔児童福祉法で児童福祉施設に位置づけられる認可保育所とは異なる
 - 利用定員は6人から19人まで
 - 対象年齢は0歳から2歳まで
 - 種類は3種類
 - A型(分園型)・・・保育所分園に近い類型
 - B型(中間型)・・・A型とC型の中間的な類型
 - C型(グループ型)・・・家庭的保育に近い類型
- ※家庭的保育とは・・・保育者の居宅、その他の場所で行われる小規模の異年齢保育

(2-①) 施設認可基準

～東大阪市でどんな事を決めていくか～

■ 国が定める基準

(従うべき基準)

①設置できる者

- ・国、地方公共団体、社会福祉法人、学校法人
- ・上記以外の者

⇒経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすこと

②職員の資格

③乳幼児の適切な処遇の確保

④安全確保

⑤秘密の保持と児童の健全な発達に関連するもの

■ 市町村が国を参考に定める基準

(参酌基準)

⇔左記以外の事項は国の基準を参考に地域の実情に応じて市町村で設定

(例)

設備・面積・遊技場・耐火基準
給食(調理・設備)など

(2-②) 職員数・資格(国の従うべき基準)

	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)
保育従事者	<p>保育士</p> <p>※保育所と同様保健師・看護師の特例あり(1人まで)</p>	<p>保育士 + 保育従事者※①</p> <p>※保育所と同様保健師・看護師の特例あり(1人まで) ※①は一定の研修受講必要</p>	<p>家庭的保育者※②</p> <p>※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有すると市町村長が認めた者 ※②は一定の研修受講必要</p>
職員数	<p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1</p> <p>※1・2歳児は6:1を基準に、更に1人追加配置を求める ⇒事業規模に関わらず最低2名配置が必要</p>	<p>0歳児 3:1 1・2歳児 6:1</p> <p>※1・2歳児は6:1を基準に、更に1人追加配置を求める ⇒事業規模に関わらず最低2名配置が必要 ※「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」×1/2 以上が保育士である必要がある</p>	<p>0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)</p>

(2-③) 設備・面積基準(参酌基準)

	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)
設備	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室又は遊戯室		
面積	0・1歳児 1人3.3m ² 2歳児 1人1.98m ²		0～2歳児 1人3.3m ²
遊技場 (屋外)	屋外遊技場(付近の代替地可) 1人3.3m ²		
耐火基準	保育室等を2階以上に設置する場合 ⇒耐火・準耐火建築物であることが必要		

(2-④) 給食(参酌基準)

	A型 (分園型)	B型 (中間型)	C型 (グループ型)
給食	自園調理 ・ 連携施設等からの搬入可 ※1 調理業務の委託については保育所と同様 ※2 現在自園調理を行っていない場合は平成31年度末までに体制を整える前提で経過措置を設ける ※3 衛生管理等必要な対応については今後整理していく ※4 連携施設その他の栄養士によるアレルギー児対応・給食内容に係る相談・助言体制を設ける		
設備	調理設備(キッチン程度を想定) ※調理設備の具体的内容については条例等にて定める ※連携施設等からの搬入時には、提供にあたって必要な加熱・保存等の調理機能は必要となる。		
職員	調理員 ※連携施設等からの搬入を行う場合不要		

(3) 他施設との連携について

■ 連携とは？

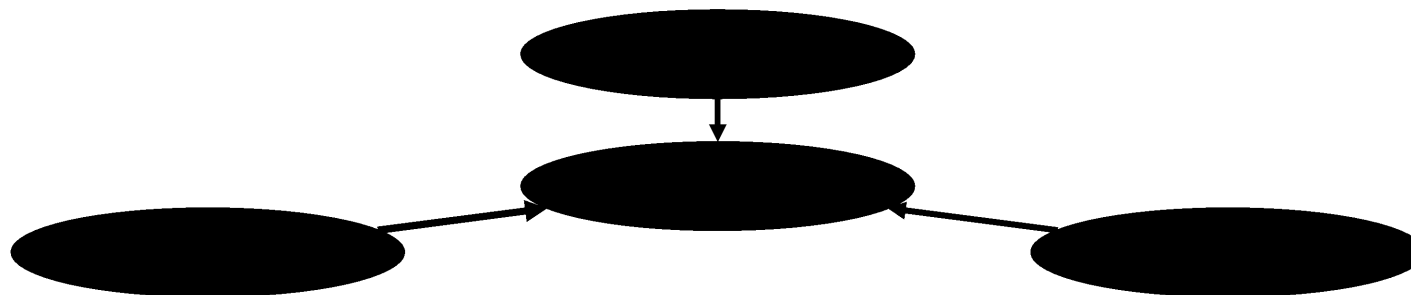
⇒小規模施設は定員が6人～19人まで、対象年齢が0～2歳までの施設ため、

- ①保育内容の支援(合同保育・行事参加・発達支援)
- ②卒園後の受け皿(3歳以降の教育・保育の確保)

これらの役割を担う
連携施設の設定が必要

認定こども園・保育所・幼稚園で連携を図っていく

- ※小規模保育事業者と認定こども園・保育所・幼稚園との間で調整・設定を行う
- ※設定が困難である場合、市町村が調整を行う



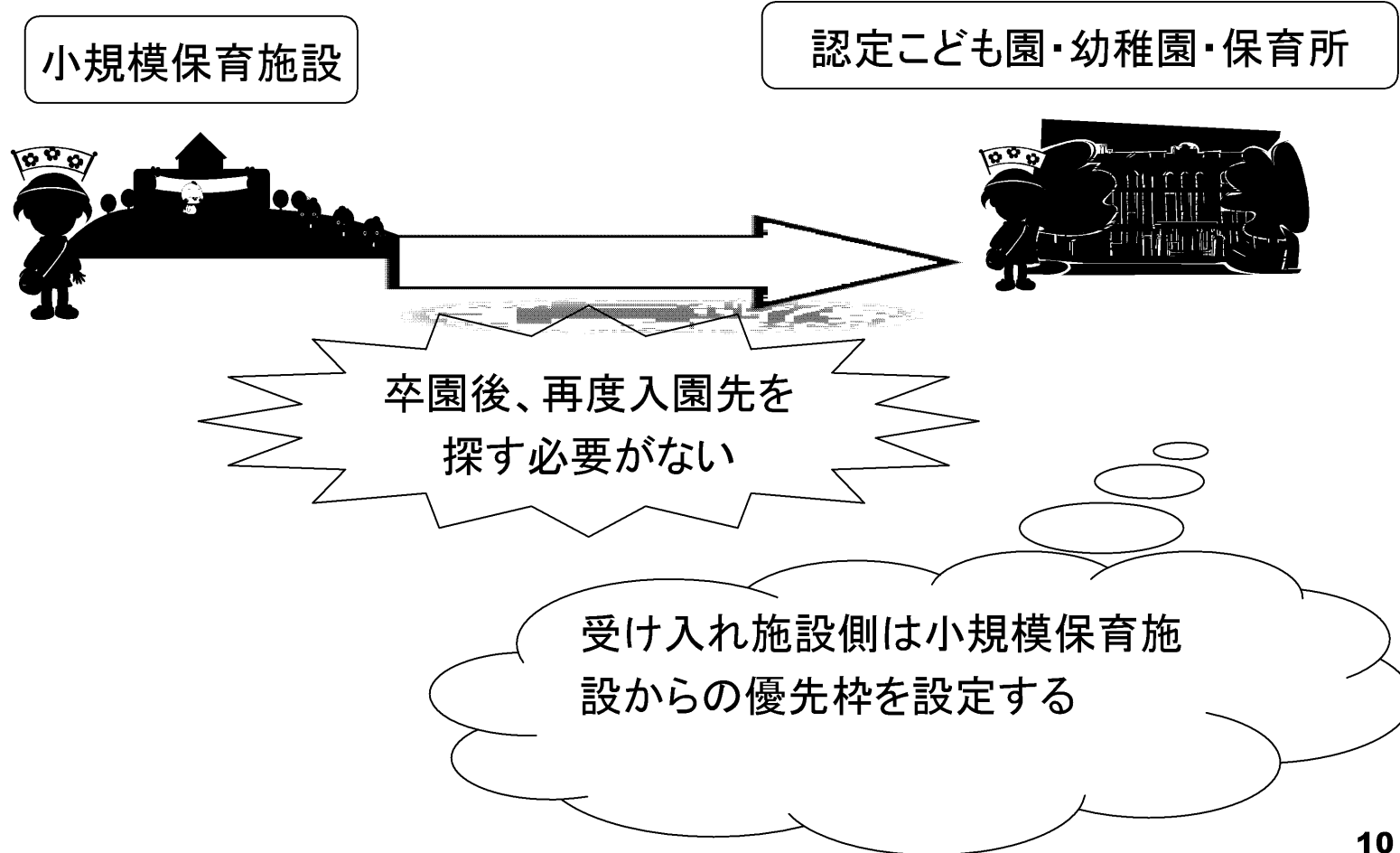
(3-①) 保育内容の支援とは？

	内容
給食	<ul style="list-style-type: none">○連携施設から外部搬入する場合<ul style="list-style-type: none">・献立作成・給食の調理と搬入・個別対応(離乳食・アレルギー児・体調不良児など)○自園調理を行う場合 献立作成、個別対応等に関するアドバイスを行うことができる(必要に応じ)
嘱託医	<ul style="list-style-type: none">○連携施設と小規模保育施設とで同一の嘱託医に委嘱する場合 合同で健康診断を実施する(必要に応じ)
園庭開放	<ul style="list-style-type: none">○連携施設の園庭を利用できる(必要に応じ)
合同保育	<ul style="list-style-type: none">○実施可能(必要に応じ)
後方支援	<ul style="list-style-type: none">○保育士の急な病休等の場合、連携施設に協力を依頼することができる
行事への参加	運動会、学習発表会等

※各連携施設は運営に支障のない範囲で協力を行う

(3-②) 卒園後の受け皿とは？

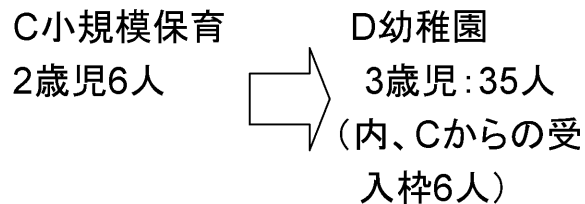
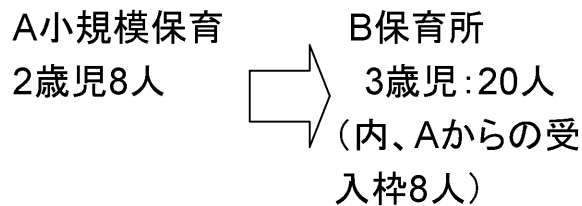
- 小規模保育施設を卒園後、受け入れ先を確保しておくことで保護者の安心・事業の安定性を確保していく



(3-③) 連携施設のイメージ

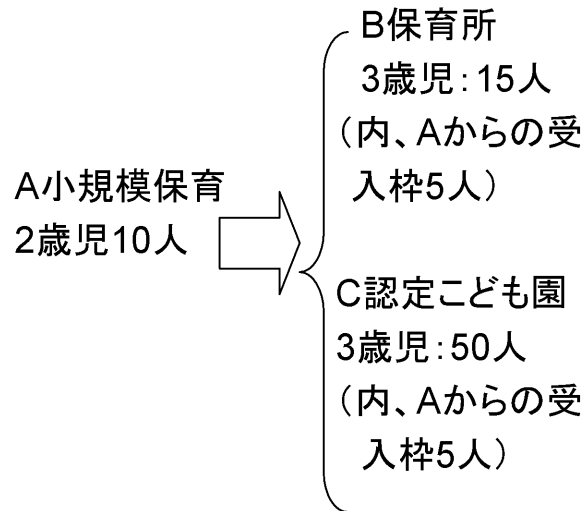
① 1対1の場合

○各事業・施設ごとに受け皿を確保



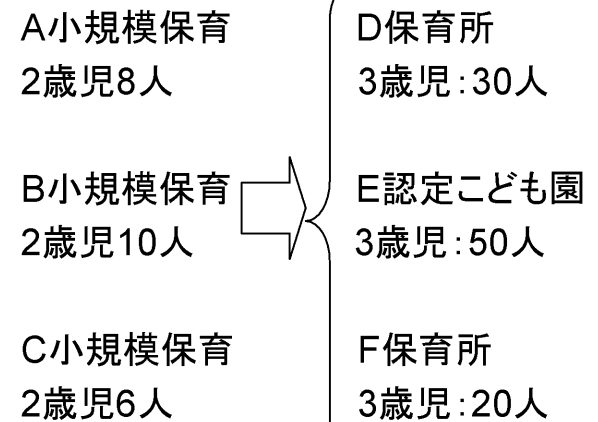
② 1対複数の場合

○複数の施設で受入確保



③ 複数対複数

○複数の事業の2歳児を複数施設
全体で確保



※各受入施設は「連携施設」である旨を明示

※利用定員の設定において小規模保育等からの優先的利用枠を設定

※ただし、当該施設の3歳未満児からの持ち上がりは最優先

※受入枠がある施設以外の施設を保護者が希望する場合、東大阪市が利用調整を行う

今回特にご議論頂きたい点

(5ページ)

●職員配置基準について、本市の保育所基準で設定をするかどうか

(現状)

保育所(園)

0歳児 3:1

1歳児 5:1

2歳児 6:1

(3ページ以降)

●小規模保育施設の3類型についてどのように展開していくか

(課題)

保育の質を担保しながら量の拡充を図っていくためにはどのような展開を検討していくべきか

今回特にご議論頂きたい点

(7ページ)

●食事の外部搬入を実施するかどうか

(現状)

保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(課題)

・外部搬入自体を実施するかどうか

⇒実施する際には搬入時の衛生面について基準の設定が必要である

(7ページ)

●食事の外部搬入を行う場合、「施設内で行うことが必要な調理機能を有する設備」について基準が必要ではないか

(現状)

国の保育所基準:加熱・保存等の調理機能を有する設備で、

・再加熱を行うための設備

・冷蔵庫等の保存のための設備

・給食を配膳するための適切な用具及びスペース

・体調不良時の対応に支障が生じない設備

などが想定されている。

地域型保育事業について (家庭的保育事業・事業所内保育 事業・居宅訪問型保育事業)

平成26年1月17日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局



(1-1) 地域型保育事業とは

○地域型保育事業の 各事業

- ・家庭的保育事業
- ・小規模保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業

⇒児童施設ではなく「事業」
として位置づけ様々な場
所で展開

○コンセプト

- ・地域における多様な
保育ニーズにきめ
細かく対応
- ・質が確保された保
育を提供

⇒子どもの成長を
支援する

(1-2) 各事業の特徴

	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型保育 事業
形態	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	様々(数人～数十人程度)	1対1が基本
場所	家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	事業所その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅

(2) 従うべき基準案(職員数・資格要件)

	家庭的保育 事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員数	0～2歳児3:1 家庭的保育補助者を置く 場合5:2	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と 同様	0～2歳児1:1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修※1を修了し た保育士、保育士と同等以上の知識 及び経験を有すると市町村長が認め る者	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と 同様	必要な研修※1を修了 し、保育士、保育士と 同等以上の知識及び 経験を有すると市町 村長が認める者

※1:研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞ
れ検討



—家庭的保育者—

- 家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本
⇒ 基礎研修＋認定研修
- 家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者
⇒ 基礎研修
- 家庭的保育補助者については、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとする

(3) 参酌基準案(設備・面積基準)

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

⇒ 家庭的保育事業・・・屋外遊戯場に関しては、他の公的施設の敷地その他の
の付近の代替地で可とする

(3—②) 参酌基準案(給食)

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
給食	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	自園調理※1 連携施設等からの搬入可 ※社会福祉施設、病院を含む	—
設備	調理設備	定員20名以上 調理室 定員19名以下 調理設備	—
職員	調理員 保育を行う子どもが3人 以下の場合、家庭的保 育補助者で対応可 ※連携施設等からの搬入を 行う場合不要	調理員 ※連携施設等からの 搬入を行う場合不要	—

※1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

- ⇒ 自園調理が基本 調理業務の委託は保育所同様に可
- ⇒ 連携施設等からの搬入も可
- ⇒ 連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、相談・助言

(3—③) 参酌基準案(耐火基準)

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
耐火基準等	基本的には上乘 せ規制なし ※更に検討	小規模保育事業を 踏まえ、検討	—

(4) 連携施設等

	家庭的保育 事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
連携施設	連携施設の設定 が必要 ※1、2	連携施設の設定 が必要※1、2	連携施設の設定 は一律には求め ない※3
嘱託医	嘱託医※4	嘱託医※4	—

※1 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)

※2 離島、へき地においては、設定を求めないことができる(特例措置)

※3 障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていくことを基本とする。

※4 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能


⇒ 家庭的保育の連携(内容・方法)は小規模保育事業の方法と同様

(5) その他

○事業所内保育事業の地域枠に関しては、全体の規模に応じて一定数の地域枠に固定する形とした上で、それぞれの地域における保育事情等を考慮し、市町村がより緩やかな地域枠を設定

<定員設定例>

1名～10名	1名～5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名～50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名～60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名～70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名～		20名	



(5-②) その他

○居宅訪問型保育事業の位置づけ

- ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
- ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
- ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応

⇒これらを基本としてさらに検討

⇒労働基準法の適用について今後も検討



○地域型保育事業の論点

■ 家庭的保育事業

●職員数の配置

(保育の質も考慮して2人以上の人数が必要か)

●自園調理

(外部からの搬入の取り扱いを認めるか)

●保育従事者の研修

(現行既に預かりなどの保育を実施している人に猶予期間等は必要か)

●保育の質の確保

(質の確保を図るための制約が更に必要か)

■ 居宅訪問型事業

●利用条件の制約

(居宅訪問型の位置づけをふまえ利用できる条件を制約する必要があるか)

●保育従事者の研修

(現行既に預かりなどの保育を実施している人に猶予期間等は必要か)

●保育の質の確保

(質の確保を図るための制約が更に必要か)

○地域型保育事業の論点(追加事項)

■ 地域型保育事業の認可

地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、

- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする
こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。

●経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を踏まえ、どの程度の団体・個人まで認めるのか

放課後児童クラブの基準について

平成26年1月17日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

社会保障審議会児童部会
放課後児童クラブの基準に関する専門委員会
報告書

～放課後児童健全育成事業の質の確保と事業内容の向上をめざして～

平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

目 次

はじめに	1
1. 基準の範囲・方向性について	
(1) 策定する基準の範囲・方向性について	2
(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方	3
2. 具体的な基準の内容について	
(1) 従事する者【従うべき基準】	4
(2) 員数【従うべき基準】	6
(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】	6
(4) 施設・設備【参酌すべき基準】	7
(5) 開所日数【参酌すべき基準】	9
(6) 開所時間【参酌すべき基準】	9
(7) その他の基準【参酌すべき基準】	10
3. その他の論点	
(1) 放課後児童クラブの利用手続について	10
(2) 対象年齢の明確化について	12
(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について	12
(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について	13
(5) その他	13
おわりに	14
【関連資料】	
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿	15
「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過	16

はじめに

- 我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を更新し、その後は横ばい若しくは微増傾向にあるものの、平成 24 年も 1.41 と依然として低い水準にとどまっております、少子化が続いている。
- 平成 20 年に取りまとめられた社会保障国民会議最終報告では、希望と現実の乖離を解消するため、仕事と家庭の両立支援と子育て支援の充実を車の両輪として取り組むことが重要であると指摘されている¹。しかしながら、厚生労働省の調査によれば、独身男女の 9 割が結婚意欲を持っており、いずれ結婚する意志のある男女が持ちたいと考えている子どもの数は 2 人以上とされており²、なお、この希望が叶えられていない状況にある。
- このように少子化が深刻な問題となっている中、子どもを持ちたい夫婦が子どもを持てる社会、子ども達が安心して健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、社会保障・税一体改革において、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当先が、現在の高齢者向けの 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、子ども・子育て）に拡大され、現役世代を含む全世代型の社会保障への転換が図られた。
- この子ども・子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実のため、政府は子ども・子育て関連 3 法を国会へ提出し、法案は議員修正の上、平成 24 年 8 月に成立した³。子ども・子育て関連 3 法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善のほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブ⁴もその一つとして位置付けられている。
- また、放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連 3 法の中の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた⁵。

¹ 平成 20 年 11 月 4 日社会保障国民会議最終報告

² 第 14 回出生動向基本調査（2010 年）

³ 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）」

⁴ 児童福祉法上の事業名は、「放課後児童健全育成事業」。放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童クラブ」という用語が使用されている。

⁵ 本報告書参考資料 1 「放課後児童クラブの主な改正事項」。なお、現在、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45

- 本委員会は、本年5月に、新たに国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準等について検討を行うために設置され、基準等に関する事項について、7回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その検討の結果を取りまとめたものである。

1. 基準の範囲・方向性について

(1) 策定する基準の範囲・方向性について

- 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童⁶に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、平成9年の児童福祉法の改正により法律に位置づけられた。
- 放課後児童クラブのクラブ数と登録児童数は共に年々増加しており、平成25年においては、21,482か所、登録児童数889,205人と、調査開始年の平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、登録児童数は約2.6倍となっている。また、放課後児童クラブを利用できなかった児童数（いわゆる待機児童数）は、8,689人となっている⁷。
- 現在、国として事業のあるべき水準を示しているのは、放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と国庫補助基準（「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日文科科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知））である。
- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、今後、新たな基準を策定する上で、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- なお、省令上の基準として定めるものとしては、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）で示された内容（職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間）や、放課後児童クラブガイドラインで示されている集団の規模、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」の総則（一般原則等）に規定されている事項とすることが適当

号)の定めるところにより行うことができるものとされており、事業開始後の届出、都道府県知事の指導監督等の規制がかかっている（第二種社会福祉事業に係る規制。ただし、常時保護を受ける者が20人未満である事業は、社会福祉事業には含まれない。）。

⁶ 改正前の児童福祉法では、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされており、改正後の児童福祉法では、「小学校に就学している児童」とされた。

⁷ 本報告書参考資料2「放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移」

である。また、今後、新たに作成するガイドライン等で示すべき主なものとしては、以下のものが考えられるので、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理していく必要がある。

- ・放課後児童クラブの具体的な機能・役割の明確化
(放課後児童クラブに通う児童への育成・支援の内容の明確化を含む。)
- ・資格要件としての研修科目・内容等
- ・児童と継続的な関わりを持つ経験を有する者における資格要件の考え方
- ・職員の資の向上のための体系的な研修制度の在り方、実施体制
- ・安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点
- ・障害のある児童の受入体制
- ・被虐待児、養育困難家庭など特別な支援を必要とする家庭の児童への対応

(2) 放課後児童クラブの基本的な考え方

○ 本委員会は放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について検討する場であるが、まず、基準の検討に当たっては、「放課後児童クラブの提供すべきサービス・特性とは何か」という点について検討し、以下のように整理した。

- ・放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業である。その事業の基準は、改正児童福祉法第34条の8の2に規定されるとおり、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」
- ・また、放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきているが、特に、保護者が昼間家庭にいない児童にとって、放課後に安心して過ごせる生活の場としての機能を重視して運営されている実態が見受けられる。
- ・したがって、放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。そのためには、安全面に配慮し、児童が自らの危険を回避できるよう自己管理能力を育てていくとともに、児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当である。また、放課後児童クラブにおける児童の様子を家庭に伝え、日常的な情報交換を行うことにより児童を見守る視点を家庭と放課後児童クラブとで補い合うことで、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう支えることが適当である。放課後児童クラブは、こうした機能・役割を持って、児童の発達・成長と自立を促し、健全な育成を図る事業であるということを確認に位置付けるべきである。

- ・このため、省令の冒頭に事業や基準の目的について記載するとともに、放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

○ 上記（１）（２）を踏まえ、２．に具体的な基準の内容について示した。

２．具体的な基準の内容について

○ 改正後の児童福祉法第 38 条の 8 の 2 第 2 項では、「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」（従うべき基準）⁸とされ、「その他の基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」（参酌すべき基準）⁹とされたため、この整理に従って具体的な基準の検討を行った。

（１）従事する者【従うべき基準】

○ 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとされており、その放課後児童指導員は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条で定める児童厚生施設に置かなければならない者）の資格を有する者が望ましいとされている。放課後児童指導員として業務に従事している者のうち、「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約 74%となっている¹⁰。

○ これまでも全国の放課後児童クラブでは、このような職員によって運営されてきた現状を踏まえ、放課後児童クラブに置くべき有資格者は、これまで国が放課後児童クラブガイドラインで望ましいものとして示してきた「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることが適当である。

○ ただし、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブと、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当である。

⁸ 「従うべき基準」とは、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない基準を指す。

⁹ 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

¹⁰ 本報告書参考資料 3 「放課後児童指導員の資格の状況」

- このため、省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者¹¹であって、上述のような知識・技能を習得するための研修を受講した者とするのが適当である。
- 子ども・子育て支援法において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を定めることとされ、その計画の中で、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び質の向上のために講ずる措置に関する事項を定めるものとされた。このような点に鑑み、有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適当である。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とすべきである。
- 研修科目については、「児童の遊びを指導する者」の要件に該当している者であっても、これまでの児童への関わり方や学んできた科目が異なるため、具体的な内容については別途検討が必要である。他の事業でも、科目の一部を免除することができる研修があり¹²、こうした方法も参考にしつつ、研修科目・内容について検討していく必要がある。
- 有資格者となるための資格要件の1つとしては、上述のとおり「児童の遊びを指導する者」を基本とするものの、「放課後子ども教室」に継続的に従事していた者など、児童と継続的な関わりを持った経験のある者についても、有資格者となるための資格要件の1つに加えることも考えられる。その場合、児童福祉事業の資格として定めるものであることにも留意しつつ、どのような者を認めていくか、引き続き検討が必要である。
- なお、子ども・子育て支援新制度の施行後、現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体の質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である。
- また、児童と関わる者はなるべく高い知識と資質を有することが望ましいが、児童が社会性豊かな人間として成長していくためには、様々な経験を持った地域の人材が放課後児童クラブの児童と積極的に関わってもらうことにも意義があるため、必ずしも業務に従事する者全員に資格を求める必要はないと考える。したがって、有資格者でない者も業務に従事することを可能とすることが適当である。

¹¹ 本報告書参考資料4『「児童の遊びを指導する者」の基準』

¹² 例えば、養育里親となるために受講する研修では、児童養護施設等において現に児童を処遇する職員として勤務している者等に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができるものとされている（第4回専門委員会資料3、第6回専門委員会資料1）。

- ただし、有資格者以外の者についても、放課後児童クラブに従事するに当たって、最低限必要な知識等をもって職務に当たることが望ましいため、新たに作成するガイドライン等で着任時の研修の受講を推奨することが適当である。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備していくべきであり、今後、現任研修についても体制を整備していくべきである。これらについては、実施体制も含めた検討が必要である。
- なお、放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべきである。また、同様の趣旨から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に定める「児童の遊びを指導する者」の規定についても同様に実態に即したものとすることが考えられる。

(2) 員数【従うべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では職員の員数は定められていないが、約95%のクラブで複数の職員が配置されている¹³。
- 放課後児童クラブは、異年齢の児童を同時にかつ継続的に育成・支援する必要があること、怪我や児童同士のいさかいへの対応など安全面での管理が必要であること、多くは職員のみで運営されており管理者等が業務を代替することができないことから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である。
- また、職員は2人以上配置することを原則とするが、小規模のクラブ（20人未満のクラブ）については、複数配置されていないクラブも多く見られ、（9人以下のクラブの約40%、10人～19人のクラブの約15%¹³）、小規模のクラブのすべてに専任の職員の複数配置を求めることは困難を伴うことが考えられる。
- このため、小規模のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とすることが適当である。ただし、この場合の専任の職員は有資格者であることが適当である。

(3) 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」とされている。現状では、児童数が35人までのクラブは8,709か所（40.5%）、36人～45人のクラブは4,945か所（23.0%）、46人～55人のクラ

¹³ 本報告書参考資料5「児童数の規模別にみた指導員数の割合」

ブは 3,341 か所 (15.6%)、56 人以上のクラブは 4,487 か所 (20.9%) となっている¹⁴。

- 規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人
数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を
構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童
と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね 40 人までが適当と考えられる。
このため、児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当である。
- ただし、大規模クラブも少なからず存在している実態や利用児童数が増加傾向にあ
ることに配慮すれば、児童数がおおむね 40 人を超えるクラブについては、これまで
国の方針として取り組んできたとおり複数のクラブに分割して運営することや、分割
して運営する方法に依り難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域
の実情に応じて1つのクラブの中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めるこ
ととし、国としてもおおむね 40 人規模のクラブへの移行を支援していくことが必要
である。
- 「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のう
ち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童
(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児
童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提
に申込みをした児童)の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

(4) 施設・設備【参酌すべき基準】

① 専用室・専用スペース

- 現在、放課後児童クラブガイドラインや国庫補助基準では、専用の部屋又は間
仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとされている。また、放課後
児童クラブガイドラインでは、児童 1 人当たりおおむね 1.65 m²以上の面積を確
保することが望ましいとされており、現状では、1.65 m²以上の専用室又は専用
スペースを確保しているクラブは約 75% (16,160 か所) となっている¹⁵。
- 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、
活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであ
り、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設(例えば、学校施設や児童館、
公園等)も利用することが考えられる。このため、専用室・専用スペースは、生
活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童
が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉えること

¹⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。(平成 25 年 5 月 1 日現在)

¹⁵ 本報告書参考資料 6 「専用スペースの設置状況について」

が適当である。

- 上記の考えに基づき、事業を実施するに当たっての活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を確保することを基本とした上で、全体的な質の底上げを図りつつも、現状では、児童1人当たり1.65㎡を満たしていない約25%のクラブが、今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当である。
 - なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様¹⁶、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。
 - さらに、児童の生活の場として機能するためには、面積要件のみならず、事業の目的や機能から見た考え方を示すことも必要である。例えば、安全性が確保されていること、児童が自らの生活の場として認識できること、整理整頓・清潔の維持等の基本的な生活の行為ができる環境であることなどが考えられる。
 - また、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、放課後児童クラブが生活の場であるということに鑑みると、専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童クラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。
- ② その他
- その他の設備としては、現在、放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとされており、現状では、静養スペースを設けているクラブは約65%（13,978か所）となっている¹⁷。また、施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えることとされている。
 - 放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供するものである以上、体調が悪くなったときに休息できる場所は必要であるため、

¹⁶ 7ページ参照

¹⁷ 本報告書参考資料7「静養スペースの設置状況について」

静養スペースを設けることが適当である。なお、静養スペースの設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべきである。

- このほか、児童福祉法の改正により対象児童の範囲が明確化されたことに伴う高学年の受け入れに当たっては、例えば、対象年齢に相応しい遊具、図書等の備品等についても適切に対応することが望ましい。

(5) 開所日数【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされている。また、国庫補助基準では、「放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること」とされている。ただし、ニーズ調査の結果、実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とされている。
- 現状では、250日以上開所しているクラブは約95%（20,515か所）、200日以上開所しているクラブはほぼ100%（21,461か所）となっている¹⁸。
- 開所日数については、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきであるが、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考えられる。このため、開所日数は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。

(6) 開所時間【参酌すべき基準】

- 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とされ、休日の開所時間はこれに加えて「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」とされている。また、国庫補助基準では、平日の開所時間は「1日平均3時間以上」、休日は「子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」とされている。
- 開所時間別のクラブの割合を推計すると、平日については、約75%（16,145か所）のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブの開所時間数にはばらつきがみられる。休日については、ほぼ全てのクラブ（21,021か所）で8時間以上開所して

¹⁸ 本報告書参考資料8「開所日数の状況について」

いる¹⁹。

- 開所時間も開所日数と同様、国が新たに基準を定める際には一定の数値は盛り込むべきであると考え、現状の実態や国庫補助基準等を参考に、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとするのが適当である。
- 開所時間については、いわゆる「小一の壁」の解消に向けて、保育所を利用する家庭が就学後も引き続き仕事と子育てを両立できるよう、今後の政府や企業等における子育てのための短時間勤務制度等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスのための取り組みを図りつつ、子ども・子育て支援新制度の計画作成に当たって市町村が把握する保護者の利用希望も勘案し、各クラブが地域の実情に応じて開所時間を設定することが必要であり、国としても支援していくことが必要である。
なお、児童の健全育成上の観点にも配慮した開所時間の設定が必要である。

(7) その他の基準【参酌すべき基準】

- 上記(1)から(6)までの基準のほか、放課後児童クラブの適正な運営を確保し、質の向上を図るため、他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とすべき事項について検討が必要である。
- 本委員会では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の総則(一般原則等)に規定されている事項等を踏まえ、「非常災害対策」、「虐待等の禁止」、「秘密の保持に関する事」、「保護者、小学校等との連携等」、「事故発生時の対応」等について省令上に定めることが適当であると整理した。
- 特に、児童が安全に健やかに過ごすためには、児童への暴力や不公平な取扱いがないよう、児童等の権利擁護や放課後児童クラブの運営における職員の倫理に関する規定を遵守することが重要であり、基準上にも位置付けるべきである。
- このほか、安全管理、おやつ等によるアレルギー対策等の運用上の留意点等について、今後、新たに作成するガイドライン等で示していくべきと考える。

3. その他の論点

(1) 放課後児童クラブの利用手続について

- 放課後児童クラブの利用手続については、児童福祉法に特段の定めがないため、利用申込先や利用決定機関が市町村となっているところとクラブとなっているところ

¹⁹ 本報告書参考資料9「開所時間の状況について(推計)」

があり様々である²⁰。

- このような実態を踏まえると、国が一律に利用手続の方法を示すのではなく、これまでどおり、地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続を定め、実施することが適当である。
- 一方で、今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブを含む子育て支援事業について、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、情報の集約が求められることとなった。したがって、市町村は、各クラブの協力を得て、放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である。

①あっせん・調整等について

- 上記を踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていく必要がある²¹。
- あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していないクラブを紹介する等の方法が考えられる。
- なお、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することが必要である。

②優先利用について

- 放課後児童クラブの対象は、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、就労等により昼間に保護者のいない家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受け入れを実施しているところもある。
- 市町村は放課後児童クラブの提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては、優先順位を付けて対応することも考えられる。優先的に受け入れべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における保育の優先利用の考え方や、放課後児童クラブガイドラインの記載を参考に、例えば以下のよう

²⁰ 利用の申込みについて、市町村が窓口となっている場合が約4割、各クラブが窓口となっている場合が約6割となっている。利用の決定について、市町村が利用決定している場合が約6割、各クラブが利用決定している場合が約4割となっている。（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ。第3回専門委員会資料1）

²¹ 改正後の児童福祉法では、クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。

な対象者が考えられるが、詳細については、各地域における実情等も踏まえた上で、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、国として例示を示すべきである。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害のある児童
- ・低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

(2) 対象年齢の明確化について

- 児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことも踏まえ、子ども・子育て支援新制度では、市町村は、支援に係る利用希望を把握した上で、事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、事業等を計画的に実施することで、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要である。
- ただし、児童福祉法上の対象年齢は、「事業の対象範囲」を示すものであり、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。また、児童が放課後を過ごす場としては、放課後児童クラブのほか、放課後子ども教室、児童館など多様な居場所があることに留意することも必要である。

(3) 放課後子ども教室、児童館との連携等について

- 放課後児童クラブ以外にも、放課後子ども教室や児童館など、放課後の児童の居場所を確保するための事業等が行われている。
- 厚生労働省では、文部科学省と連携して、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にあるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進している。放課後子ども教室と連携しているクラブは約30%（6,402か所）²²であり、年々増加している。
- また、児童厚生施設（児童館・児童センター）で実施しているクラブは約13%（2,742か所）であり、学校で実施しているものの次に多い。児童館ガイドライン（平成23年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、児童館で放課後児童クラブを実施する場合の留意点が示されており、児童館に来館する児童と放課後児童クラブに在籍する児童が共に過ごすことができるよう遊びや活動に配慮することな

²² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ（平成25年5月1日現在）。

どが示されている。

- これらの事業等と連携し一体的に実施されている場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童の生活の場であることに鑑みた運用上の配慮が必要である。
- さらに、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。

(4) 放課後児童健全育成事業として行わない類似の事業について

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合には、児童福祉法に基づく事前の届出を行い事業を実施することとなるが、児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」としては事業を実施しない類似の事業については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能となっている。
- ただし、放課後児童クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か、本事業の類似の事業であるかを正確に理解した上で、適切に選択できるようにすることが重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等の運用上の工夫が必要である。

(5) その他

- 障害のある児童を受け入れている放課後児童クラブ数、受入児童数は年々増加しており、現状、11,050 か所（約 51%）、25,338 人となっている²³。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。
- また、放課後児童クラブでは、児童の心身の状態、養育の状態について日々の生活の中から観察し、虐待の早期発見に努めることが必要である。被虐待児や養育困難家庭の児童など特別な支援を必要とし、福祉的な介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の児童福祉・母子保健担当部署等との連携を図ることが必要である。このため、放課後児童クラブについても要保護児童対策地域協議会の構成

²³ 本報告書参考資料 10「放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について」

員として継続的な関わりが持てるよう、今後検討していくべきである。

おわりに

- 本報告書は、本委員会における議論を基に、省令上の基準として定める事項のほか、新たに作成するガイドライン等で示すべき事項、今後取り組んでいくことが期待される事項について、放課後児童クラブの基準に関連する内容について取りまとめたものである。
- これらの基準により市町村が放課後児童クラブの質の改善を図るためには適切な財源の確保が必要である。
- 厚生労働省には、本報告書を踏まえた省令の立案や運用面の改善など必要な対応を行うことにより、放課後児童クラブの質の確保と事業内容の向上を求めるものである。

関連資料

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」委員名簿

(平成 25 年 12 月 25 日現在)

いしざき 石崎	しょうえい 昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町保健福祉課長
おぎ 尾木	まり まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
かしわめ ◎柏女	れいほう 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
かわつな 川綱	しんじ 新二	文京区柳町児童館館長
さいとう 齋藤	のりこ 紀子	横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課長
ささがわ 笹川	あきひろ 昭弘	松戸市子ども部子育て支援課長
なかがわ 中川	いちろう 一良	公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事、 健全育成・子育て 支援統括監
のなか 野中	けんじ 賢治	鎌倉女子大学非常勤講師
ほりうち 堀内	ともこ 智子	静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）
まつむら 松村	さちこ 祥子	放送大学教授
よしはら 吉原	けん 健	社会福祉法人東京聖労院参与 (前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)

(五十音順、敬称略)

【注】◎は委員長

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」開催経過

第1回	平成25年5月29日	○委員長の選任 ○今後の進め方について ○放課後児童クラブの現状について ○フリートーキング
第2回	平成25年6月26日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第3回	平成25年7月24日	○放課後児童クラブの基準について ○その他
第4回	平成25年9月30日	○関係団体からのヒアリング ○その他
第5回	平成25年10月23日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第6回	平成25年11月11日	○放課後児童クラブの基準について（これまでの議論を踏まえた更なる検討） ○その他
第7回	平成25年12月11日	○報告書（案）について ○その他

参考資料 1

放課後児童クラブの主な改正事項

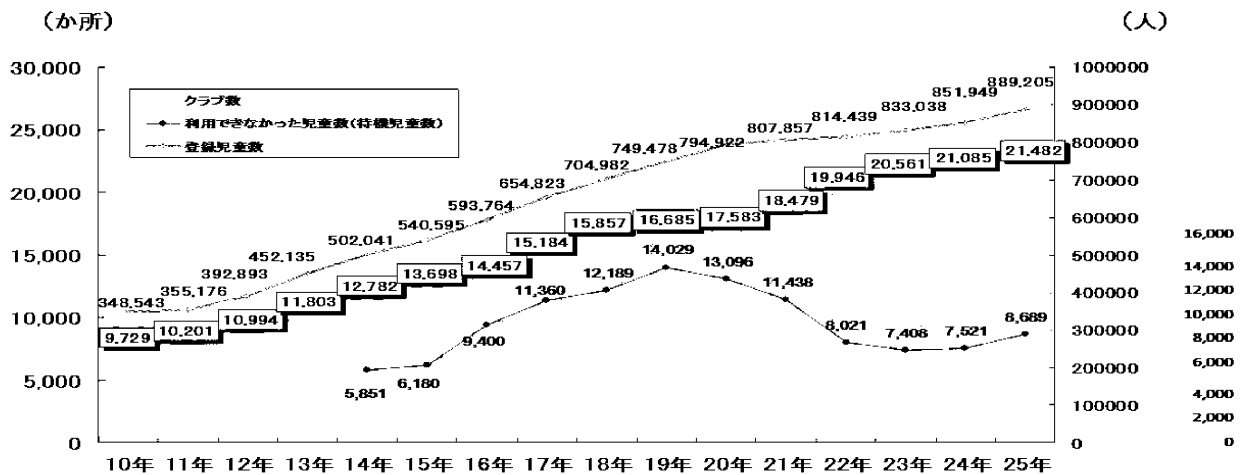
	現行	新制度施行後														
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。（衆／参・附帯決議）														
設備及び運営の基準	特段の定めなし	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】														
市町村の関与	開始後1ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先: 都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先: 市町村】														
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供														
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進														
計画等	・「市町村行動計画」の策定。 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度を取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。（参・附帯決議）														
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>事業主拠出金(国)</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※質の改善にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。（子ども・子育て支援法附則第2条第3項） ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。（同法附則第3条） ※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超については、速やかに確保の道筋を示す。（参・附帯決議）</p>	保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
保護者負担	事業主拠出金(国)		1/3													
	都道府県		1/3													
	市町村	1/3														
保護者負担	事業主拠出金(国)	1/3														
	都道府県	1/3														
	市町村	1/3														

参考資料 2

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

〔参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

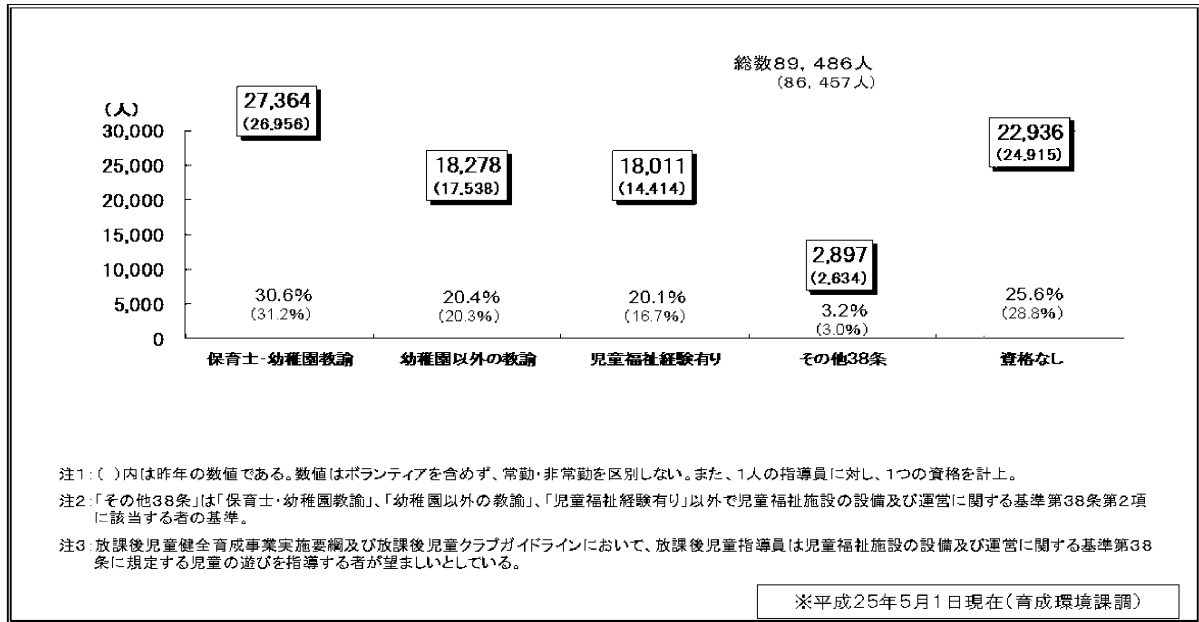


※各年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 3

放課後児童指導員の資格の状況

○ 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約25%は、資格なしとなっている。



参考資料 4

「児童の遊びを指導する者」の基準 (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

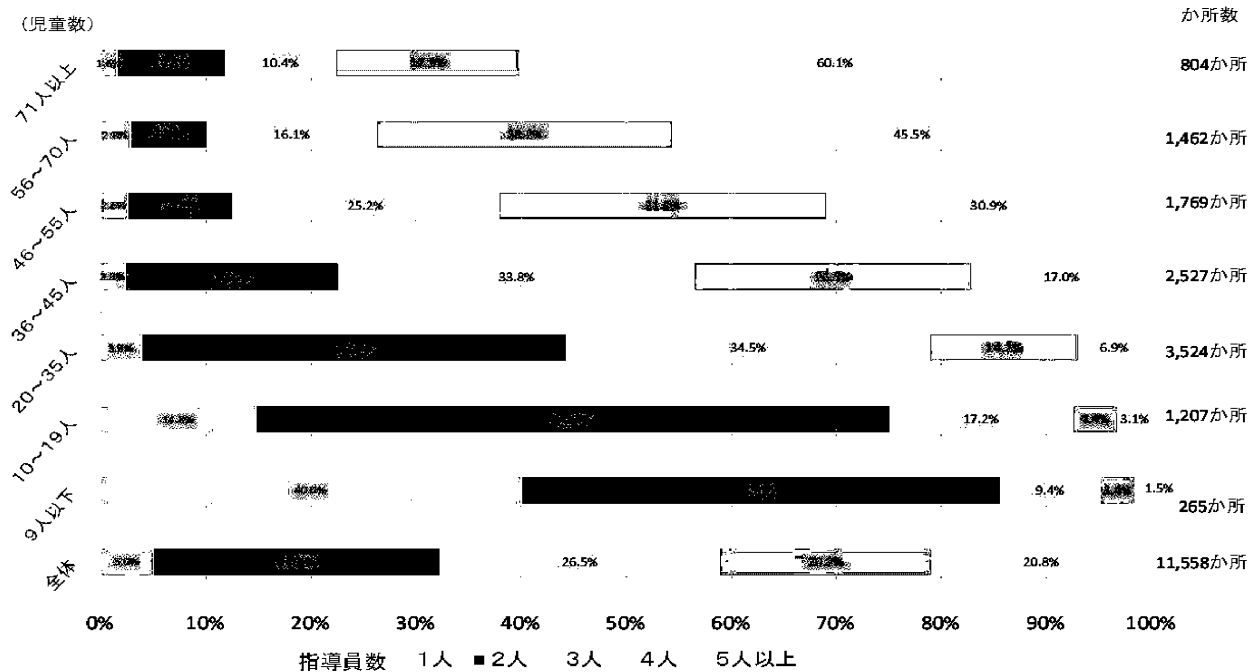
◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)
(職員)

- 第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 保育士の資格を有する者
 - 三 社会福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
 - 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

参考資料5

(参考)

児童数の規模別にみた指導員数の割合



※平成24年10月3日16時頃に従事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

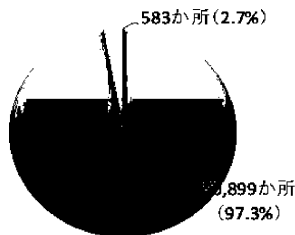
参考資料6

専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

専用スペースの設置状況

N = 21,482か所



- 専用スペース有り
- 専用スペースなし

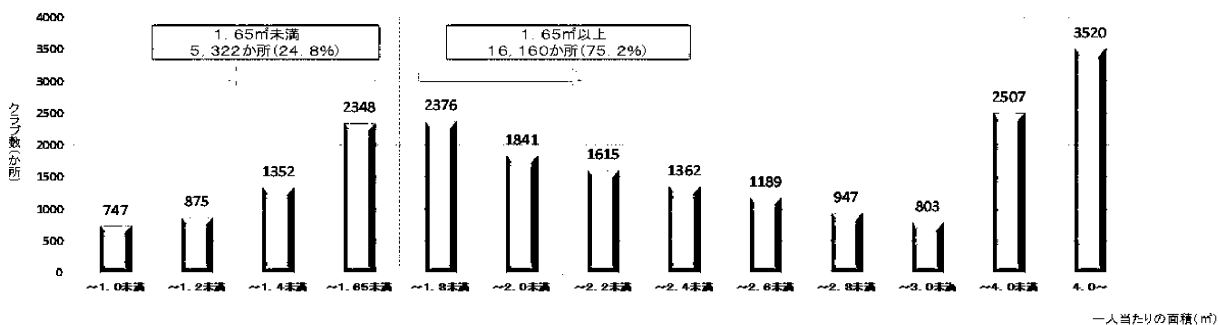
※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

児童1人当たりの面積

N = 21,482か所

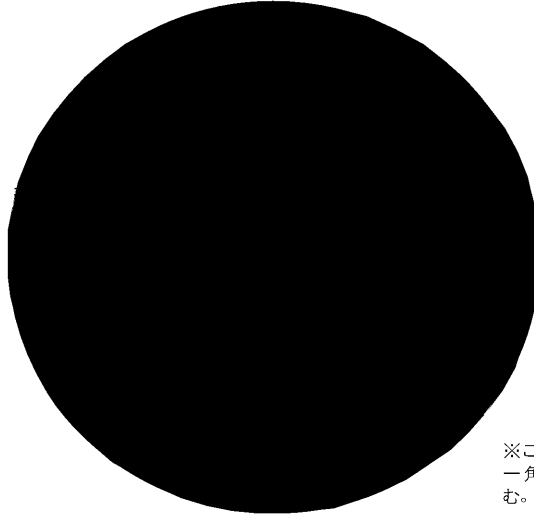
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)



参考資料 7

静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

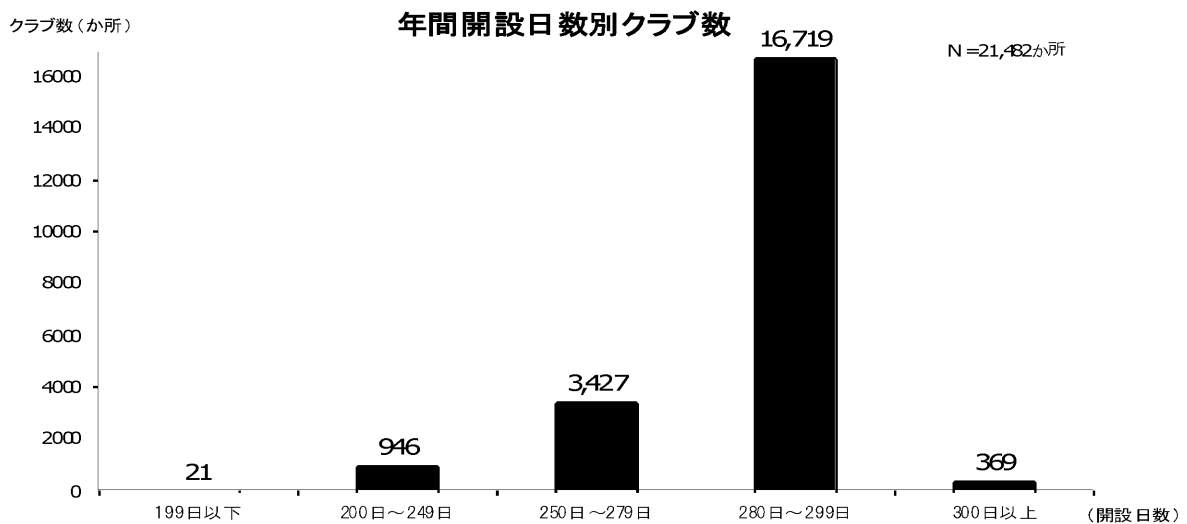
N=21,482か所

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料 8

開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。



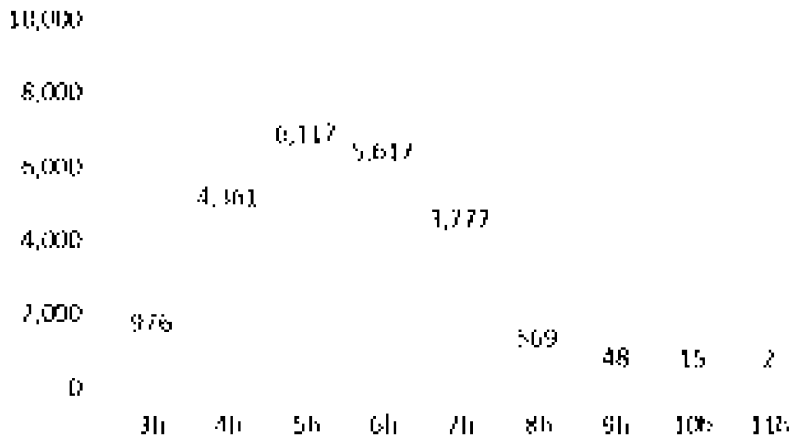
※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

参考資料9

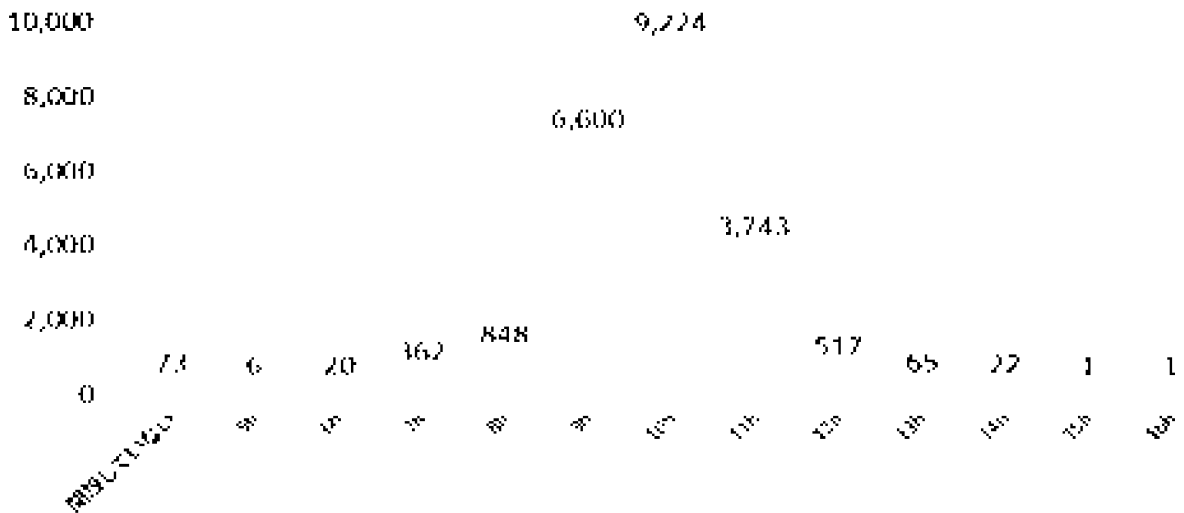
開所時間の状況について（推計）

- 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。
 - 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。
- *各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。(平成25年5月1日現在、育成環境課調べ)

平日



休日

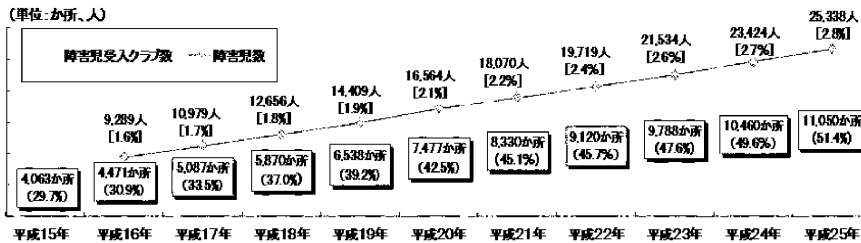


参考資料 10

放課後児童クラブにおける障害児の受入推進について

【障害児受入クラブ数及び障害児数の現状及び推移】

- 障害児の受入クラブ数及び受入児童数は、年々、着実に増加。※平成25年5月現在 11,050クラブ、25,338人
- 平成25年においては、障害児受入クラブ数及び障害児数ともに、調査開始時と比較して2.7倍以上に増加。



(注1)各年5月1日現在(育成環境課調)
 (注2) ()内は、全クラブ数に占める割合、[]内は全登録児童数に占める割合
 (注3)クラブ数は平成15年から、障害児数は平成16年から調査

【障害児の受入推進のための国の補助】

< 運営費 >

- 放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乘せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額(年額) 1,608千円(平成25年度予算)

< 整備費 >

- 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても 別途補助。

※補助額:1,000千円(平成25年度予算)

[障害児受入推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設

[障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度:市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更

・1クラブ当たり加算補助額(年額)の大幅な増
687千円→1,421千円

放課後児童クラブの基準について

資料4-2
第4回子ども・子育て会
議

東大阪市留守家庭児童育成クラブ基本方針と(国)放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書

【従うべき基準】

<p>従事する者</p>	<p>資格要件なし</p> <p>* 児童の健全育成について、豊富な知識、経験等があり、健康で熱意のある者とし、資格は問わない</p>	<p>「児童の遊びを指導する者」の資格を基本(* P3参照)</p> <p>必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当(都道府県が実施)</p> <p>放課後児童クラブなどに従事していた者を有資格者とするか検討が必要</p> <p>全員に資格を求める必要はないと考える</p>
<p>員数</p>	<p>20人未満は指導者2人 20～35人は指導者3人 36～50人は指導者4人 51～65人は指導者5人 66～80人は指導者6人 81～100人は指導者7人 101～は指導者8人</p> <p style="text-align: right;">を目安</p>	<p>職員は2人以上配置、うち1人は有資格者とする</p>

【参酌すべき基準】

児童の集団の規模	定員については各クラブで設定	おおむね40人までとすることが必要
施設・設備	【規定なし】	児童1人当たりおおむね1.65㎡以上が適当
開所日数	週5日以上 * 土曜日については積極的開設とする	年間250日以上を原則とし、地域の実情等を考慮し、事業者が定める
開所時間	平日は放課後から午後5時まで 学校休業日は午前9時から午後5時まで * 時間延長(前後)については積極的開設とする	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情等を考慮し、事業者が定める
その他	—	市は必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行う必要がある

「児童の遊びを指導する者」の基準

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条)

- ・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校)
- ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

東大阪市子ども・子育て 支援事業計画策定のた たき台(案)について

平成26年1月17日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

東大阪市子ども・子育て支援事業計画の策定 に向けて～計画の構成イメージ

第1章
趣旨

背景と趣旨・計画期間・法的根拠・位置づけ・
計画対象・計画策定の体制

第2
基本的な考え方

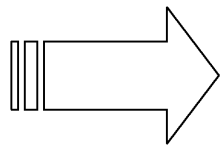
第3章
施策展開

第4章
事業の具体的な取り組み

第5章
計画の推進にむけて

第1章 計画の基本的な背景と趣旨

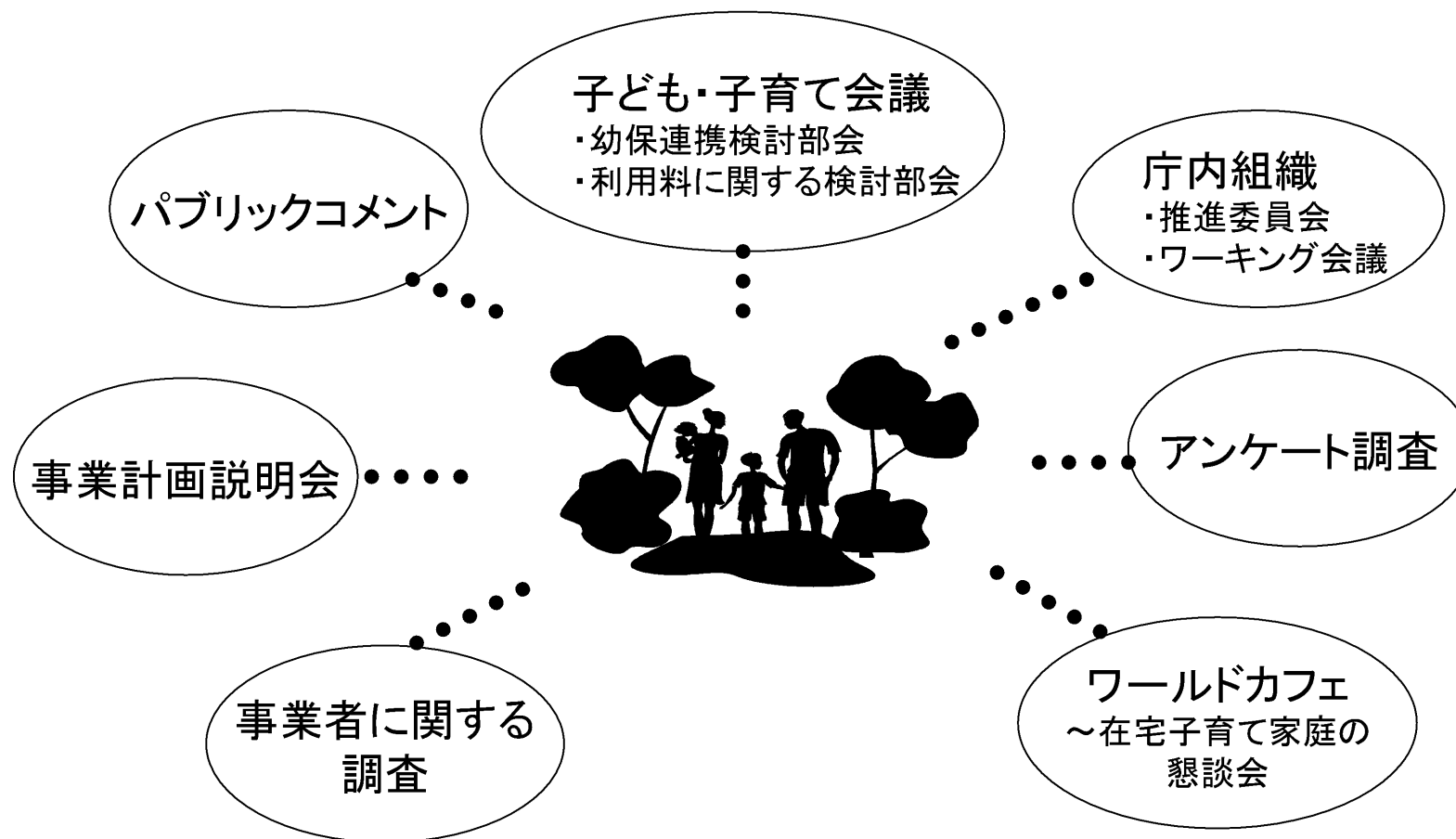
- リーマンショック以降経済が悪化し...



これらの状況を改善すべく子ども・子育て支援法が成立。それに基づき東大阪市としてこのような国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また市民のニーズを新たに十分に踏まえていくために本計画を策定することとします

第1章 計画の策定に向けて

計画の策定に向けて様々な取り組みを行っていきます



第2章 計画の基本的な考え方(案)

【基本理念】

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪 (次世代育成支援行動計画の理念を継続)

計画策定における基本的な視点

全ての子どもへ質の高い教育・保育を提供

①「子どもの最善の利益」が実現できる社会

②一人ひとりの子どものすこやかな育ち
を等しく保障

③子育てについて家庭、地域、企業、行政
などの社会全体が協働し、それぞれの
役割を果たす社会を目指す

④子どもを生み育てたいと思うすべての人が
安心と喜びと誇りを持って子育てができる
ような社会

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

①子どもの育ち

自然に成長していく力

{ 周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
⇒周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力・
態度を獲得。

②子育てとは

子育て＝子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの
存在に感動し、親も成長していく過程

⇒保護者の育児の肩代わりでなく、親としての成長
の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる
支援を目指す

☆これらについて、社会のあらゆる分野における構成員
が各々の役割を果たすことが必要

【基本理念】

すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、
子育ての喜びが実感できるまち東大阪 （次世代育成支援行動計画の理念を継続）

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協議し、子育て地・子育て環境づくりを推進していく事が重要です。

本市では、「東大阪市次世代育成支援行動計画」に掲げてきた理念を継承しながら、本計画によって子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子供を養育している人に必要な支援を行い、それによって、一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

計画策定における基本的な視点

全ての子どもへ質の高い教育・保育を提供

①「子どもの最善の利益」が実現できる社会

子どもの視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容および水準のものとする必要があります。その際に子どもたちの一人ひとりの権利を保障します。

②一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりのすこやかな育ちを等しく保障する事を目指します。

③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指す子どもは、社会の希望であり、未来を作る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支える事は子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。

④子どもを生み育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会
子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々があります。また、親自身は周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験する事を通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の家庭を支援していく事が必要とされています。

(子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋)

(前回のご意見)

- 「子どもの最善の利益」を実現できる社会が保育施設に入所する事に直接繋がるわけではないので、在宅支援と入所支援は分けて考える必要がある
- 「東大阪市は子どもを育てやすいまち」という目標や理念を明確にすべき。現在住んでいる人のみならず子育てのために他から人が来るようなまち、ということを目指しても良いのでは

子どもの育ちと子育てに関する理念

①子どもの育ち

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わりあう中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程といえます。

このため、乳幼児期における愛着形式を基礎とした情緒の安定や他者の信頼感の醸成、乳幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりが個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれる事が可能となる環境の整備が社会全体の責任であると考えます。

②子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も成長していくという大きな喜び・生きがいをもたらす尊い営みといえます。

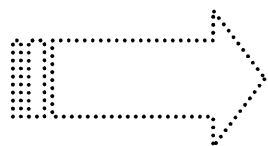
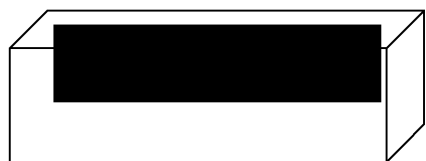
子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が出来るような支援をしていく事であると考えます。

(前回のご意見)

- 「自然に成長していく力」は自然に育つものでないので理解しにくいのでは
- 「自然に成長していく力」について、地域がサポートしていくという考え方もあるのでは。
教育・保育の提供ブロック分けについても地域ごとの特色にあわせた働きかけが必要であり、また、障害のある子どもなどに細かいサポートが出来る地域が見える形に繋がるのでは

第3章 施策展開に向けての方向性

- 次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら今日的な課題や教育・保育の提供を含めた計画策定を行う



子ども・子育て支援事業計画の上位計画として次世代育成支援行動計画を位置付ける

次世代育成支援行動計画(後期) 平成22年～平成26年

子どもの権利を守る社会

①権利の周知徹底 ②意思表示の機会の確保

- ・人権についての正しい認識と行動
- ・子ども虐待の予防・早期発見・防止
- ・子どもの意思を表明できる機会を確保

子育て支援をする生活環境の整備

- ①安全・安心なまちづくり
- ②子育て家庭への支援
- ③ひとり親家庭への支援体制作り
- ④待機児童の解消
- ⑤仕事と家庭生活の両立の推進

地域における子育て支援の充実

①サービス ②情報・相談 ③ネットワーク ④生きる力の育成に向けた環境づくり ⑤教育力・養育力の向上

- ・地域全体で子育てを支援する環境づくり
 - ☆情報の収集と提供 ☆保育所(園)や子育て支援センター等を拠点とし地域のネットワークの充実
- ・学力向上や職業観の育成
- ・豊かな人間性を育む事業の充実
- ・子どもの問題にいち早く気づき対応できる体制
- ・子ども本人からの相談機会の保障

子どものすこやかな成長及び発達支援

- ①未受診者の把握など乳幼児健康診査の充実とフォローの充実
(医療機関・子育て支援の関係機関との連携)
- ②子どもの発達段階に応じた継続した支援
(保健・福祉・教育など各機関の連携強化)
- ③生涯を通じた療育サービスの提供
- ④思春期保健の充実
(学校の保健教育・保健所・保健センターの連携)



アンケート結果より
①在宅で子育てしている方
への支援

子育てについての不安感
(就学前)
感じる: 49%
感じない: 45%
⇒不安を感じる人は約5割

不安を感じる人で教育・保育
事業を利用している人
⇒48.1%
不安に感じない人で教育・保育
事業を利用している人
⇒45.0%

次世代育成支援行動計画(継続) 平成27年～平成31年

東大阪市独自で重点的に施策展開実施

アンケート結果より
②妊娠期からの支援


妊娠・出産前後に困ったこと
・健診費用の負担が大(46.6%)
・妊婦同士の交流の場が身近に
ない(25.2%)

アンケート結果より
③仕事と家庭の両立

必要な子育て支援は?
・仕事と家庭が両立できる労働環境の整備
☆就学前57.5% ☆小学生55.6%
⇒特に就学前で両立支援が必要
・理想のワークライフバランスと現実(就学前)
〈父親〉
理想: 仕事・家庭・プライベートを最優先(30.5%)
現実: 仕事優先(58.1%)
〈母親〉
理想: 家庭とプライベートを最優先(30.9%)
現実: 家庭(56.2%)
⇒希望と現実の乖離が依然大きい

アンケート結果より

④就学後の安全確保・居場所確保
必要な子育て支援より
〈就学前〉
1位 仕事と家庭の両立ができる労働環境の
整備(57.5%)
〈小学生〉
1位 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減
(55.6%)
⇒小学生では子どもを取り巻く社会の安全面・
まちの環境面に関する支援が求められている



(前回のご意見)

- 現状の待機児童の解消だけでなく、少子化対策も東大阪市の将来のために必要では
- 「質の高い保育」が権利として保障されるような供給体制の確保が必要
例えば、希望する時期に必ず入所できるということを東大阪市独自のプランとして盛り込めば強みのある理念になるのではないか
- 全ての子どもを支援するという理念を実現できるような仕組みづくりも必要
子どもにかかる担当部局が別々になっているため、行政区分の再編も必要ではないか

* 庁内会議でも

- 地域福祉計画の中で子どもを中心としたまちづくりをキーワードとして掲げています。
どこの地域も社会全体での子育てを考えています。東大阪市のオリジナルな計画を作るためには、「地域での子育て」という要素をもっと書き込むべきでは
といったご意見を頂いております。

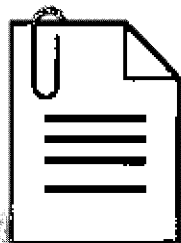
第4章 具体的取り組み

計画の実現のため下記について東大阪市で検討をすすめていきます。

①教育・保育提供区域の設定

⇒地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域

②幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期の設定



必要な量の見込みを算出



確保策(案)を検討



小規模保育施設(19人定員) × 2施設 + 認定こども園(50人) = 88人

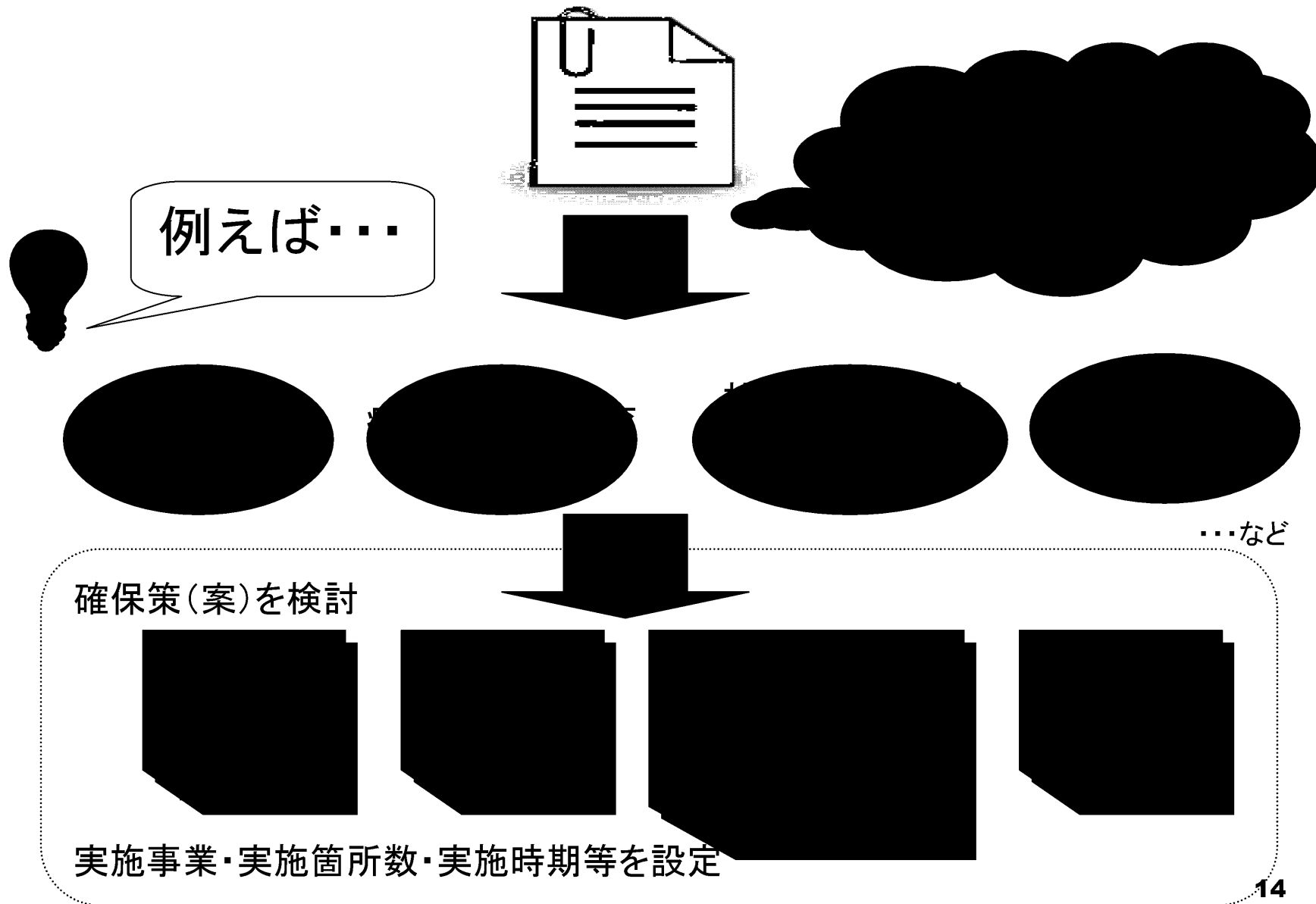
事業計画のイメージ

□教育・保育の「量の見込み」・「提供体制の確保」・「実施時期」

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所	300人	200人	30人	300人	200人	80人	300人	200人	100人	300人	200人	130人	300人	200人	170人
	小規模保育			10人			20人			20人			20人			30人
②-① =現在不足している数		0	0	▲160人	0	0	▲100人			▲80人			▲50人			0

※数値についてはあくまでもイメージです

③地域子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保・実施時期の設定



事業計画のイメージ ※数値についてはあくまでもイメージです

□地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「提供体制の確保」「実施時期」

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	6,000人 (10カ所)	6,000人 (10カ所)	6,000人 (10カ所)	6,000人 (10カ所)	6,000人 (10カ所)
②確保の内容	1,000人 (10カ所)	2,000 (10ヶ所)	3,500人 (15カ所)	4,500人 (15カ所)	6,000人 (15カ所)
②-①=不足している数	5,000人	4,000人	2,500人	1,500人	0人

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①量の見込み	3,200人 (10カ所)	3,200人 (10カ所)	3,200人 (10カ所)	3,200人 (10カ所)	3,200人 (10カ所)
②確保の内容	1,200人 (30カ所)	2,000人 (50カ所)	2,400人 (60カ所)	2,800人 (60カ所)	3,200人 (60カ所)
②-①=不足している数	2,000人	1,200人	800人	400人	0人

●
●
● ※事業ごとに作成

地域子育て支援事業

一時保育・延長保育・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

・こんにちは赤ちゃん事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業・病児、病後児保育事業・ファミリーサポート事業など

④教育・保育の一体的提供と当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

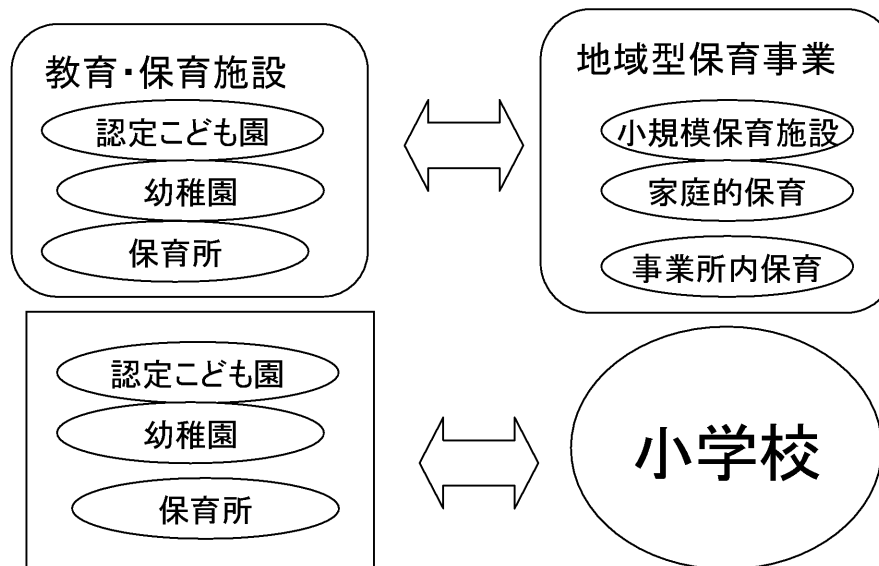
i) 基本的考え

現在の利用状況と今後の利用希望に沿った利用が実現できるよう市町村が幼稚園・保育所から認定こども園への移行に必要な支援とその他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を示していく

ii) 研修・・・保育士・幼稚園教諭との合同研修を実施

iii) 役割・・・教育・保育提供施設と地域子育て支援事業においてそれぞれが果たす役割を定める

iv) 相互の連携・・・教育保育施設と地域型保育事業、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校との連携について定める





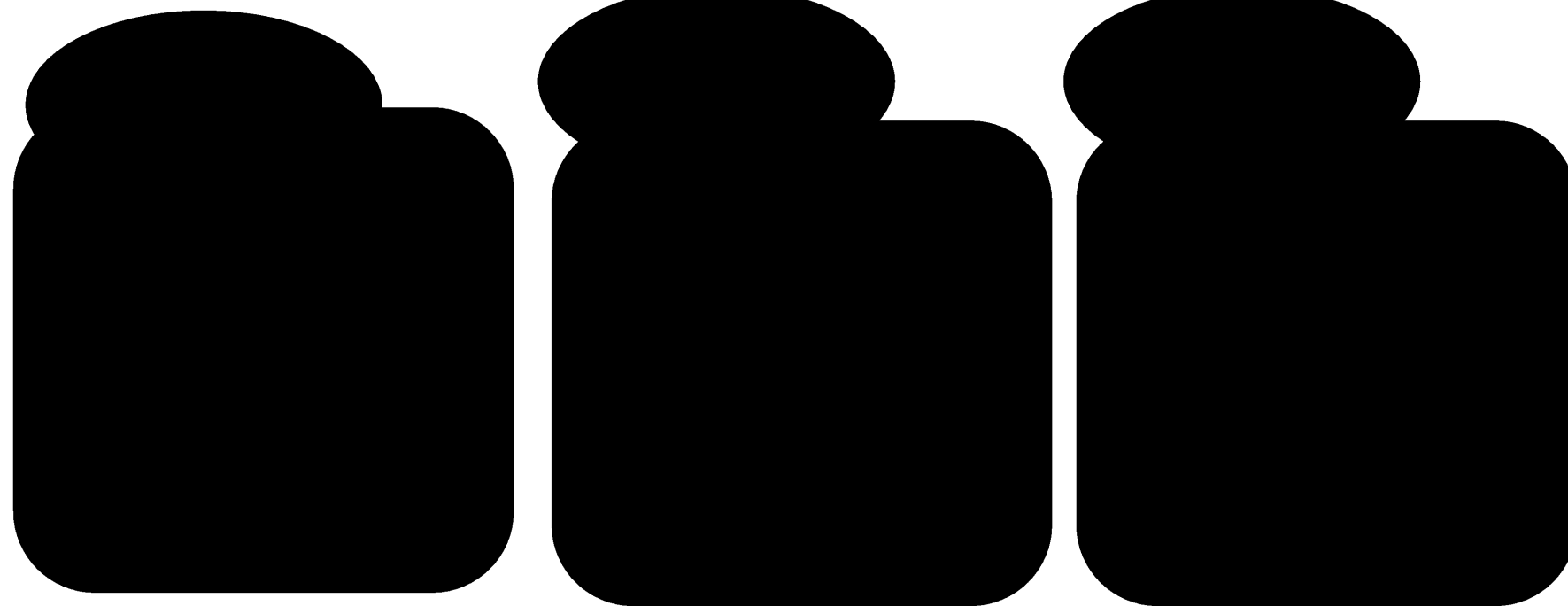
⑤その他

- 子どもを安心して生む環境の整備
- 産休後・育休後の保育利用のための方策
- 地域子育てネットワークの拡充
- 在宅で子育てされる方への支援
- 児童虐待の防止
- 労働者の職業生活と家庭生活の両立
 - ⇒市町村任意記載事項となっているため、今までの市の取り組みを踏まえたうえでどのような対応をしていくか検討



今後の検討について

- 基本指針に基づき、ニーズ調査の結果(利用状況及び利用希望)等を分析・評価し、東大阪市子ども・子育て支援事業計画に記載する内容を検討していく。



各委員提出意見

- 東大阪市立保育所所長会提出
意見 . . . P. 1
- 千谷委員提出意見 . . . P. 3

東大阪市子ども・子育て会議 幼保連携検討部会 御中

平成26年 1月 9日

東大阪市立保育所 所長会 一同

意見書

東大阪市立保育所所長会より代表者3名が幼保連携会議に参加させて頂いていますが、所長会として、意見をあげさせて頂きたく意見を書き記しました。

会議の中で意見反映して頂くよう、よろしくお願いいたします。

「待機児解消」について、東大阪市にとってはこの問題はまだまだ深刻である状況の中で、幼稚園の幼保連携型認定子ども園や小規模保育施設の増加などで特に乳児枠を増やしていく方向が示されています。

しかしここで危惧していることがあります。小規模保育は地域型保育の一つで、定員6～19人で原則0～2才の保育を提供する事業です。国はこれを3つに分け、A型は認可保育所の分園からの移行・C型は家庭保育、保育ママ・AとCの中間のB型の3種類が提案されているようです。この3種類の違いが保育者の資格に関するものということに危惧しています。

A型は保育者全員を有資格者ですがB型は保育者の半数が無資格者でよいとなり、C型は市町村の研修を受ければ保育士資格は必要ないということだそうです。

国は規制緩和ともいべき内容を進めようとしているようですが、保育施設の死亡事故の多くが0～2才児に集中している事実がある中でこのような基準はいかがなものかと思えます。

また、面積基準も認可保育所と同様としていますが、地域型保育事業全体が面積に関しては照らし合わせて参考にするという参酌基準とされているようです。特に小規模保育はビルの一室でも実施できるといった簡易な物も含まれるということにも危惧しています。

ですから「解消のため」の“量”を増やしていくには、子どもが安全かつ、健やかな成長発達の保障ができ、利用する市民が安心して預けることができる“質”を同時に兼ね備えていかなければならないと思えます。

市の条例化に向けての具体的な検討は今後保育料問題などともあわせて、検討されていくとは思いますが、東大阪市としては人的配置は数だけでなく、有資格者の確保ができる支援策も検討が必要だと思います。また、面積基準も広さだけでなくその設置状況についても、子どもにふさわしい環境も考慮した内容での条例化が望ましいと思えます。

更に危惧していることは、保育士不足の慢性化です。現実問題として保育士の非正規化が進み雇用の不安定化が生じたり、保育士の処遇低下や様々な市民ニーズにこたえるための努力の限界が生じ働き続けることが困難になっています。保育士の不足という事態は「待機児童解消」にも大きな影響もおよぼしています。

保育士が継続して働きつづけることができるということは“質”の向上にもつながります。東大阪市としても保育士の処遇改善のための制度などの検討も必要だと思います。

ここで、現在身のまわりで起こっている具体的な例をいくつか記したいと思います。

- ①「入りたくても入れない」「公立保育所に入所するにはどうすればいいのか？」と見学者からよく質問されています。
 - ②一時預かりの実態としても「9時～17時では条件に合わない。もっと早くからみて欲しい」人的体制が2名なので限界があるが、問い合わせが多く断ることが多くなっています。
 - ③保育所入所ができなかった障害児が多くなっています。在宅の子どもは児童デイで長時間連日過ごしている状況もあるということを知りました。
 - ④要保護家庭や支援が必要な保護者・子どもが年齢が上がるごとに増えて、半数以上にもなっているクラスが生まれています。
 - ⑤入所できたら安心して次の子どもが生まれるので弟妹の入所希望も多くなり、3子目以降の子どももいます。反対に弟妹の入所ができなかったからと母親が仕事をやめざるを得なくなったということもあります。
- ①の場合は、やはりまだまだ待機児童が多すぎる。ということとあわせて、公立にも入りたいという希望も多いということではないでしょうか。
 - ②の場合は、一時預かりの域を越え、まさしく保育そのものを必要としているということではないでしょうか。また、幼稚園での一時預かりと保育所での一時預かりとは言葉は一緒なのですがその内容に大きな違いがあります。幼稚園の活用の一つに一時預かりの幼保統一もしくは、内容の拡大等利用者が選べる内容の検討は出来ないのでしょうか？
 - ③及び④の場合は、やはり全ての子どもを対象としての観念からも集団保育の場の保障は重要だと思います。しかし、集団の中で育つということは、習得できる力をつけていくことでもあり、自己肯定感を育てていくことが必要です。そのためには健常の子どもたちからの刺激や健常の子どもたちがモデルとなって、互いに成長しあうという環境が必須条件となっていくと思います。個々の対応だけでは身に付けにくいことが集団の生活の中では育てていくことができる。これが集団保育の良さであり、成長発達を促していく質の良さでもあると思います。1クラス内での保育には限界があります。健常児との比率は大きく影響します。障害を持つ子どもも保護者支援が必要な家庭の子どももともに育っていくには、受け入れ可能なクラス数の確保が重要だと思います。
 - ⑤の場合は安心して子どもが生まれるということは少子化対策の根幹でもあります。だからこそ大きな意味では「待機児童解消」というのは少子化対策の大きな柱だといえることは理解できます。
- しかし、いまの論議ではいずれ来る飽和状態のことが先行しているように思えるのです。安心して生み育てるための施策や公立の役割の具体的な検討にもっと時間をついやしていただけたらと思います。

■小規模保育施設について

1989年に「子どもの権利条約」が採択され、日本では、1994年に批准されています。その観点から設備と運営に関する基準を設定する必要があると思います。3才までに培われたものは生涯にわたって基盤になります。3才までに人との信頼関係や愛されている感覚の充実などは人格形成の根幹となるものであり、保育条件に左右されます。保育条件は子どもが日々、充実した生活を過ごすことができるための重要なものです。

① 資格について

保育士は子どもの命を守り、教育する専門家のことです。又厚労省においても保育とは「養護」と「教育」をすることといわれています。「養護」は生存権の保障です。保育士は毎月のカリキュラムの中にこのこと記入する欄があります。「教育」は発達権の保障です。

0・1・2才の乳児については、特に保育の専門性の必要な年齢です。

子どもの生命の保持、子どもの健康と安全の確保の点から、又無資格者が保育をしていて死亡事故がおこっている点からも。保育従事者、家庭的保育者ではなく、すべて有資格者にすべきです。国が作った保育士の国家資格を大事にして下さい。

②職員数について

乳児期は、ゆったりした関わりをもつことで、精神的に安定します。対1で関われる人員の確保や、中でも1歳児の保育は、5対1にすべきです。

② 面積基準について

2歳児の面積も0～1歳児と同様に3.3平方メートルにすべきです。

■地域子育て支援事業について

東大阪独自で様々な支援事業を実施していますが、今後も引き続き公立でも私立でも取り組める様にして欲しいです。在宅の方のニーズがとて多い事業です。核家族化が進み、近くに子育ての相談ができる人がいない方はとて多く、園庭開放は、いつもいっぱいです。又在宅の方は、専門的なアドバイスを求めて保育士に相談されます。在宅支援の為に、今後も引き続き今迄どうりに取り組む事を望みます。

■保育所の役割と責任

まだまだ待機児が多い中「東大阪市における公立幼保連携を検討するにあたって案」の中で、これからは、だんだん預かり機能を民間にお願いすると言うのは、どういうことでしょうか？地域によっては、どんどん子どもが増えている地域もあります。在宅の子どもも、幼稚園、保育園に行っている子どもも成長・発達に市が責任を持つべきだと思います。公立は、要支援家庭と障害児の保育を中心にしていくとありますが、健常児がいるからこそ刺激を受け、心も身体も発達していきます。保護者も健常児と共に保育されることを望んでいます。健常児も人へのやさしさを学びます。要支援の家庭も他の家庭のお母さん、お父さんの支えがあるからこそ、共に育ちあって行きます。要支援家庭と障害児を中心にしていくなには反対です。又虐待ケースの保護者は、自分からアクシ

ヨンを起こしません。つながりをつける為にも、住んでいる地域に施設が存在することが重要です。

■学童保育について

地域運営方式になってからは、資格も無く、学童によって開所時間・日もまちまち。学童保育の内容もまちまちで学童によって質のちがいが大きくあります。学童は、学校とちがい、生活する場でもあります。有資格者が専門的な立場で保育を必要とする子どもに生活とあそびによる十分な発達を保障して下さい。

千谷 友美子